

Ⅱ．犯罪被害者等支援に特化していない条例

○岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例.....	1
○福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例	3
○茨城県安全なまちづくり条例	6
○栃木県安全で安心なまちづくり推進条例	8
○埼玉県防犯のまちづくり推進条例	10
○千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例.....	13
○新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例.....	16
○岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例	19
○愛知県安全なまちづくり条例	21
○京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例.....	24
○地域安全まちづくり条例（兵庫県）	26
○和歌山県安全・安心まちづくり条例.....	29
○鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例	32
○島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例.....	35
○香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例.....	38
○ちゅううちな一安全なまちづくり条例	40
○札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例.....	42
○旭川市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例	43
○赤平市生活安全条例.....	45
○根室市安全で住みよいまちづくり条例	46
○滝川市安全・安心地域づくり条例	47
○歌志内市生活安全条例	49
○富良野市犯罪のない安全で安心な地域づくり条例	50
○福島町安全で住みよい町づくりに関する条例	51
○厚沢部町安全で安心な町づくり条例.....	52
○せたな町安全で住みよい町づくりに関する条例.....	53
○岩内町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例.....	54
○住みよい村づくり推進条例.....	55
○神恵内村安全で安心な村づくり条例.....	56
○赤井川村生活安全条例	57
○月形町安全で安心なまちづくり条例.....	58
○新十津川町安全で安心なまちづくり条例	59
○秩父別町生活安全条例	60
○雨竜町生活安全条例.....	61
○北竜町安全で住みよい町づくりに関する条例	62
○沼田町安全で住みよい町づくりに関する条例	63
○幌加内町生活安全推進条例.....	64
○比布町安全で住みよい町づくり条例.....	65
○愛別町安全で安心なまちづくり条例.....	66

○東川町犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例	67
○南富良野町生活安全条例	69
○和寒町生活安全推進条例	70
○下川町交通安全と防犯に関する基本条例	71
○音威子府村安全で住みよいむらづくりに関する基本条例	72
○中川町安全で住みよいまちづくりに関する基本条例.....	73
○増毛町安全で住みよいまちづくり条例.....	74
○小平町生活安全条例.....	75
○苫前町安全で住みよいまちづくり条例.....	76
○羽幌町安全で住みよいまちづくり条例.....	77
○初山別村明るく住みよいまちづくり条例	78
○天塩町安全で住み良いまちづくりに関する条例.....	79
○中頓別町生活安全条例	80
○枝幸町生活安全条例.....	81
○豊富町安全で住み良いまちづくりに関する条例.....	82
○雄武町民生活安全条例	83
○浦河町安全で住みよいまちづくりに関する条例.....	84
○様似町安全で住みよいまちづくり条例	85
○えりも町生活安全条例	86
○士幌町安全で安心なまちづくり条例.....	87
○上士幌町安全で安心なまちづくり条例.....	88
○生活安全条例	89
○芽室町生活安全条例.....	90
○大樹町地域安全条例.....	91
○幕別町生活安全条例.....	92
○池田町生活安全推進条例	93
○足寄町地域生活安全条例	94
○浦幌町生活安全推進条例	95
○釧路町生活安全推進条例	96
○弟子屈町生活安全条例	97
○別海町安全で住みよいまちづくり条例.....	98
○中標津町安全で住みよいまちづくり条例	99
○標津町安全ですみよいまちづくり条例.....	100
○羅臼町安全で住みよいまちづくり条例.....	101
○日野市被害者、遺族等支援条例.....	102
○犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（横須賀市）	103
○座間市災害見舞金支給条例.....	105
・座間市災害見舞金支給条例施行規則.....	107
○新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例.....	108
○十日町市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例	111

○上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例	113
○福井市生活安全条例.....	116
○岐阜市くらしの安全条例	117
○大垣市安全安心まちづくり条例.....	118
○関ヶ原町生活安全条例	120
○長浜市防犯の推進に関する条例.....	121
○京丹後市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	122
○高槻市災害見舞金等支給条例	123
○松原市災害見舞金等支給条例	124
○出雲市安全で安心なまちづくり条例.....	125
○長与町犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例	130
○植木町安全で安心なまちづくり条例.....	131
○甲佐町安全で安心なまちづくり条例.....	132
○鹿児島市安心安全まちづくり条例	133
○曾於市安全・安心まちづくり条例	135
○加治木町安全安心まちづくり条例	136

○岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

(平成 19 年 3 月 19 日条例第 8 号)
岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例をここに公布する。

岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

本県においては、これまで人と人とが触れ合い、助け合うことにより、顔の見える地域社会が維持されてきた。しかしながら、近年、都市化や国際化、情報化などにより社会経済情勢が大きく変化し、地域の連帯意識や人間関係の希薄化が懸念される中で、全国的に子どもや高齢者等が被害を受ける事件が多発しており、犯罪のない社会を願う県民の意識は高まりつつある。このような状況に対処するためには、行政、県民及び事業者が、犯罪のない安全で安心なまちづくりにそれぞれ取り組むとともに、相互に連携し、協力して「地域の絆（きずな）」を再生し、自助、共助及び公助による取組を推進することが必要である。ここに、私たちは、ふるさと岩手を、住む人、訪れる人、誰にとっても、犯罪のない安全で安心な地域社会として将来に引き継いでいくよう、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民及び事業者（以下「県民等」という。）の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 安全で安心なまちづくりは、自らの安全は自ら守るという意識及び互いに守り合い、支え合うという意識の下に行われる県民等の自主的な活動を基本としなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(県の責務)

第 3 条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を推進するものとする。

(県民の役割)

第 4 条 県民は、基本理念にのっとり、施策の励行等による日常生活における安全の確保に自ら努めるとともに、安全で安心なまちづくりに関する活動を推進するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動における安全の確保に自ら努めるとともに、安全で安心なまちづくりに関する活動を推進するよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第 6 条 県は、安全で安心なまちづくりに関する施策の推進に当たっては、市町村と緊密な連携を図るものとする。

2 県は、市町村が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

(県民等の自主的な活動の促進)

第 7 条 県は、県民等が行う安全で安心なまちづくりに関する活動が促進されるよう、広報、啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県、市町村及び県民等が意見を交換し、及び相互に連携して安全で安心なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

3 県は、安全で安心なまちづくりについての県民等の関心及び理解を深めるため、犯罪のない安全で安心なまちづくり推進期間を設け、第 1 項に規定する措置を重点的に講ずるものとする。

4 県は、安全で安心なまちづくりに関し、顕著な功績のあった者を表彰するものとする。

(情報の提供)

第 8 条 県は、市町村及び県民等に対し、安全で安心なまちづくりの推進のため、犯罪の発生状況等に関する情報を速やかに提供するものとする。

(児童等の安全の確保)

第 9 条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）、同法第 124 条に規定する専修学校（高等課程に限る。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）並びに通学、通園等の用に供されている道路及び児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）が日常的に利用している公園、広場等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

2 学校等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該学校等において、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 通学路等を管理する者、児童等の保護者、学校等を管理する者及び地域住民は、第 1 項の指針に基づき、当該通学路等において、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 県は、前 2 項に規定する者に対し、児童等の安全を確保するための取組について、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成 19 年条例第 81 号抄〕

(児童等の安全教育の充実)

第 10 条 県は、学校等、家庭及び地域社会と連携して、児童等が犯罪に遭わないようにするための教育及び児童等が規範意識を持つことができるようにするための教育を充実するよう努めるものとする。

(高齢者等の安全の確保)

第 11 条 県は、市町村及び県民等と連携して、犯罪による被害を受けるおそれが高い高齢者、女性等の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪の防止に配慮した道路等及び住宅)

第12条 県は、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）並びに住宅の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路等及び住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

3 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等の構造、設備等について、犯罪の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、第2項の指針に基づき、当該住宅の構造、設備等について、犯罪の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した店舗等)

第13条 深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)において営業する店舗(以下「深夜営業店舗」という。)、遊技場、大規模な商業施設及び金融機関の店舗のうち、公安委員会規則で定めるものにおいて事業を営む者及び当該店舗等を管理する者は、当該店舗等の構造及び設備又は管理運営について、犯罪の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 深夜営業店舗、遊技場、大規模な商業施設又は金融機関の店舗の集積する区域のうち、公安委員会規則で定めるものにおいて事業を営む者により組織される団体は、当該区域における犯罪の防止のために、啓発活動その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、前2項に規定する者及び団体に対し、犯罪の防止のために、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪の防止に配慮した事業活動等)

第14条 自動車、原動機付自転車又は自転車(以下「自動車等」という。)の販売を業とする者は、購入者に対し、自動車等に係る盗難被害を防止するために必要な情報を提供するよう努めるものとする。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、犯罪の防止に配慮した構造を有する自動販売機を設置その他の犯罪の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 空地又は空家を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家について、さくを設置し、出入口を施錠する等犯罪の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第15条 県は、犯罪による被害を受けた者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)が平穏な生活を営むことができるよう、国及び市町村並びに犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携を図り、犯罪被害者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県民等は、犯罪被害者等の名誉及び平穏な生活を害することがないよう十分配慮するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月18日条例第81号抄)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。(平成19年政令第362号で、同19年12月26日から施行)

○福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例

平成20年12月24日公布
福島県条例第80号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 安全で安心な県づくりに関する基本的施策（第8条―第21条）

第3章 安全で安心な県づくり推進のための基本計画（第22条）

第4章 雑則（第23条・第24条）

附則

わたしたちが生まれ、育ち、学び、営むこの福島県が、だれにとっても、いつでも、どこでも、安全に安心して暮らせる地域であることは、わたしたちの共通の願いである。

しかしながら、経済や環境問題等のグローバル化、急速な少子高齢化、急激な技術革新など社会情勢が大きく変化し、経済的合理性の追求が優先される中、安全や安心を脅かす様々なものに対する危機意識の不足や社会生活の場における規範意識、互いに支え合う場である地域コミュニティの機能及び企業における安全意識の低下等を背景に、災害、事故、暴力、詐欺等が発生し、また、形を変えて多様化し、複雑化している。このことは本県においても例外ではなく、県民生活や社会経済活動に多大な不安と損害を与えている。

これらの脅威に対処するためには、行政が施策を着実に実施していくことはもとより、わたしたち一人一人が地域社会の構成員として、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」との意識を持ち、身近なところからその危険に気付く、備えることが何より大切である。さらに、これらの取組について、県、市町村、県民、事業者、地域活動団体等が、相互に意見を交換し、合意し、及び信頼し合いながら、地域で連携し、及び協力して推進していくことが重要である。

ここに、わたしたちは、安全で安心な県づくりに向けた不断の努力を行うことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、安全で安心な県づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、安全で安心な県づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、関係法令に基づく施策等と相まって、安全で安心な県づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らし、及び活動することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全 県民の生命、心身及び財産に被害を及ぼすおそれがないと社会的に認められる状態にあることをいう。
- (2) 安心 将来にわたって県民の生命、心身及び財産に被害を及ぼすおそれがないと県民が信じる状態にあることをいう。
- (3) 県民 県内に住所を有する者並びに県外に住所を有する者のうち、県内の事業所に勤務する者、県内の学校に通学する者及び観光その他の目的で県内に滞在する者をいう。
- (4) 地域活動団体 県民又は事業者によって組織され、県内で活動を行う自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人その他これらに類する団体をいう。
- (5) リスクコミュニケーション 安全確保に関する情報交換及び対話をいう。
- (6) 安全で安心な県づくり 安全確保及び安全確保による安心の獲得を目的として行う次に掲げる取組をいう。
 - ア 県民、事業者及び地域活動団体（以下「県民等」と総称する。）による自主的な活動
 - イ アに規定する取組を促進するための県、市町村及び県民等による環境整備

（基本理念）

第3条 安全で安心な県づくりは、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」という意識を基本としつつ、地域のきずなを強め、及び互いに支え合う良好な地域社会の形成を図ることを旨として行われなければならない。

2 安全で安心な県づくりは、県、市町村及び県民等が適切に役割を分担し、連携を図りながら協力することを旨として行われなければならない。

3 安全で安心な県づくりは、県、市町村及び県民等による互いを尊重して行われるリスクコミュニケーションを通じた合意形成により、相互の信頼関係を構築し、県民の安心が獲得されることを旨として行われなければならない。

4 安全で安心な県づくりは、県民の基本的人権を尊重し、不当に侵害しないよう配慮しながら推進すべきことを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全で安心な県づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項に規定する施策の実施のため必要があると認めるときは、国に対し必要な協力を求めるとともに、意見を述べ、又は提言を行うものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、日常生活における自らの安全確保に努めるとともに、安全で安心な県づくりを積極的に推進するよう努めなければならない。

2 県民は、県、市町村及び他の県民等が行う安全で安心な県づくりに関する施策及び活動に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に関する安全確保に努めるとともに、安全で安心な県づくりを積極的に推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、関係法令を遵守するとともに、自らの事業活動が県民の安全に影響を及ぼす可能性があることを自覚し、自らが提供する生産物、製品又はサービスの自主検査を推進する等により自主的な安全性の確保に努めなければならない。

3 事業者は、自らの事業活動に係る積極的なリスクコミュニケーションを行うことにより県民の安心の獲得に努めなければならない。

4 事業者は、県、市町村及び他の県民等が行う安全で安心な県づくりに関する施策及び活動に協力するよう努めなければならない。

（市町村との連携等）

第7条 県は、安全で安心な県づくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、安全で安心な県づくりに関する施策の推進に当たっては、市町村と緊密な連携を図るものとする。

2 県は、市町村が行う安全で安心な県づくりに関する施策について、その求めに応じて情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第2章 安全で安心な県づくりに関する基本的施策

（推進体制の整備）

第8条 県は、安全で安心な県づくりの実施に当たり、県、市町村及び県民等の連携を推進し、並びに市町村及び県民等の活動を支援するための体制を整備するものとする。

（緊急時の体制等の整備）

第9条 県は、県民の安全に重大な影響を及ぼし、又は及ぼす可能性のある緊急の事態に備え、当該事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（広報及び啓発）

第10条 県は、安全で安心な県づくりに関する県民等の関心及び理解を深めるため、広報活動の充実、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（県民等に対する支援）

第11条 県は、県民等が行う安全で安心な県づくりに関する活動を支援するため、情報の提供、助言、人材の育成の支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（防災の推進）

第12条 県は、自然災害、大規模な火事又は事故等の災害に対して、県民が安心して暮らせる災害に強い地域社会を実現するため、国、市町村その他の関係機関等との連携の強化、消防防災活動の充実、防災意識の向上のための教育、防災訓練の実施、災害時要援護者及び被災者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（原子力発電所周辺地域の安全確保の推進）

第13条 県は、原子力発電所の安全が確保され、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を確保するため、原子力発電所設置者との安全確保に関する協定の締結、原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視及び測定並びにその結果の県民等への情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（防犯の推進）

第14条 県は、犯罪がなく県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、防犯に関する周知啓発、防犯ボランティア団体等への支援、市町村、事業者その他の関係団体等と連携した推進体制の整備、犯罪の防止に配慮した環境設計（施設、住宅等の整備及び管理をいう。）の普及、子どもの安全確保に関する施策の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

（虐待等対策の推進）

第15条 県は、児童、高齢者若しくは障がい者に対する虐待又は配偶者に対する暴力（以下この条において「虐待等」という。）による重大な人権侵害を防止し、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、虐待等防止のための周知啓発、虐待等の防止体制の整備、虐待等の被害者又はその家族等への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（交通安全の推進）

第16条 県は、交通事故がなく県民が安心して生活することのできる地域社会を実現するため、国、市町村その他の関係機関等との連携による道路交通環境の整備、交通安全に関する教育及び広報啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（医療に関する県民参画等の推進）

第17条 県は、県民の健康で健やかな生活を実現するため、疾病に対する正しい知識の普及啓発、献血等医療提供に関する県民参加の促進、市町村及び医療関係団体との連携の強化その他の必要な措置を講ずるものとする。

（食品の安全確保の推進）

第18条 県は、県民の健康保護を最優先し、及び消費者の視点を重視した生産から消費に至る一貫した食品の安全が確保された暮らしを実現するため、事業者に対する監視及び指導、消費者及び事業者の活動の支援、国、市町村その他の関係機関等との連携の強化、リスクコミュニケーションの推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（生活環境の保全）

第19条 県は、環境の保全上の支障がなく、将来にわたり環境が健全で恵み豊かなものとして維持され、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を確保するため、環境の状況の監視及び調査、生活環境の保全に関する周知啓発、リスクコミュニケーションの推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（消費者の安全確保の推進）

第20条 県は、消費生活の安定及び向上を確保するため、自立した消費者の育成、消費者被害の救済、事業者及び事業者団体への監視及び指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

（犯罪被害者等支援の推進）

第21条 県は、犯罪被害者等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為による被害者及びその家族等をいう。）の権利利益を保護し、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等の支援を行う民間団体の活動の促進、国、市町村その他の関係機関等との連携による支援、犯罪被害者等の支援に関する周知啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 安全で安心な県づくり推進のための基本計画

第22条 知事は、安全で安心な県づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、安全で安心な県づくりに関する基本計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 安全で安心な県づくりの基本方針

(2) 安全で安心な県づくりの施策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、安全で安心な県づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするとき又は変更しようとするときは、市町村及び県民等の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたとき又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 知事は、基本計画を定期的に見直すものとする。

第4章 雑則

（調査及び研究）

第23条 県は、安全で安心な県づくりを効果的に推進するため、安全で安心な県づくりに関する施策の策定及び実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

（財政上の措置）

第24条 県は、安全で安心な県づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○茨城県安全なまちづくり条例

平成 15 年 3 月 26 日

茨城県条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本県における犯罪の発生状況にかんがみ、安全なまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、県と市町村、事業者及び県民との連携及び協力の下に推進する安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項等を定めるとともに、犯罪の防止のために必要な規制を定め、もって県民が安心して暮らすことのできる安全な社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第 2 条 県は、安全なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、安全なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第 4 条 県民は、日常生活における自らの安全の確保に積極的に努めるとともに、県が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(広報啓発)

第 5 条 県は、犯罪の防止に資するため、安全なまちづくりに関し必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(安全教育の充実)

第 6 条 県は、児童及び生徒に対し、犯罪に遭わないようにするための教育を充実するよう努めるものとする。

(児童及び生徒の健全育成)

第 7 条 県は、学校、家庭及び地域社会と連携して、児童及び生徒が正しい規範意識を持ち、社会の一員として健全な生活を営むことができるように、その育成に努めるものとする。

(学校等における生徒等の安全の確保)

第 8 条 県は、幼児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）に対する犯罪の防止に配慮した学校及び児童福祉施設（以下「学校等」という。）の普及に努めるものとする。

2 知事及び教育委員会は、学校等における生徒等に対する犯罪を防止するために必要な措置に関する指針を定めるものとする。

3 学校等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に定める措置を講ずるよう努めなければならない。

(通学路等における生徒等の安全の確保)

第 9 条 生徒等が通園、通学等の用に供している道路及び生徒等が日常的に利用している公園、広場等（以下「通学路等」という。）において、生徒等が犯罪に遭わないように、通学路等を管理する者、生徒等の保護者、学校等を管理する者、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して当該通学路等における生徒等の安全の確保に努めなければならない。

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及)

第 10 条 県は、犯罪の防止に配慮した道路、公園、共同住宅、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の普及に努めるものとする。

2 知事は、道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

3 道路等を設置し、若しくは建築し、又は管理する者は、当該道路等を前項の指針に定める犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(深夜物品販売等業者に係る犯罪の防止)

第 11 条 公安委員会は、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）に、公安委員会規則で定める物品の販売等を業として行う者（以下「深夜物品販売等業者」という。）に係る犯罪を防止するために必要な措置に関する指針を定めるものとする。

2 深夜物品販売等業者は、前項の指針に定める措置を講ずるよう努めなければならない。

(犯罪の防止に配慮した自動車等及び装置の普及等)

第 12 条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下この条において「自動車等」という。）の販売を業とする者（以下「自動車等販売業者」という。）は、自動車等を購入しようとする者に対し、当該自動車等に防犯装置を装備することを勧めるなどして、自動車等に係る犯罪の防止に配慮された自動車等及び自動車等に係る犯罪の防止のための装置の普及に努めなければならない。

2 公安委員会は、自動車等に係る犯罪の防止に資するため、自動車等販売業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村に対する支援)

第 13 条 県は、市町村が行う安全なまちづくりに関する施策の実施について、市町村に対し、必要な技術的な助言及び協力を行うものとする。

(安全なまちづくりに関する活動を行う団体に対する支援)

第 14 条 県は、安全なまちづくりに関する活動を行う自治会、町内会その他の一定の地域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体その他の安全なまちづくりに関する活動を行う団体を支援するため、当該団体に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪被害者に対する支援)

第 15 条 県は、市町村及び犯罪により害を被った者（以下「犯罪被害者」という。）を支援する活動を行う民間の団体と連携して、犯罪被害者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第 16 条 県は、安全なまちづくりを推進するため、市町村、事業者及び県民との連携協力体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第 17 条 県は、安全なまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(解錠用具の有償譲渡等の禁止等)

第 18 条 何人も、次に掲げる場合を除き、ピッキング（かぎ以外の物を錠前のかぎ穴に差し込んで、その錠前を損傷し、若しくは破壊し、又はその錠前の機能を損なうことなく解錠を行うことをいう。）その他の公安委員会規則で定める方法による解錠に専ら使用される針状、かぎ状、らせん状その他の形状の器具（以下「解錠用具」という。）を有償で譲渡し、又は有償で解錠用具の使用の方法を教授（以下「解錠用具の有償譲渡等」という。）してはならない。

(1) 錠前業者（主として錠前の製造、販売、取付け若しくは解錠又は合いかぎの作成若しくは販売を業として行う者をいう。以下同じ。）

又は錠前技術者養成業者（錠前の取付け若しくは解錠又は合いかぎの作成その他の錠前に関する知識及び技能を有する者の養成を業として行う者をいう。以下同じ。）が、次に掲げるものに対して解錠用具を有償で譲渡する場合

ア他の錠前業者若しくは錠前技術者養成業者又は錠前業者若しくは錠前技術者養成業者に常時使用される従業者

イ国又は地方公共団体

ウ錠前、防犯、建築、住宅等に関する調査研究を行う団体で公安委員会規則で定めるもの
エ自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の整備又は修理を行う者のうち、その業務のために自動車の錠前の解錠を行う者で公安委員会規則で定めるもの
(2) 錠前業者又は錠前技術者養成業者が、次に掲げる者に対して有償で解錠用具の使用の方法を教授する場合
ア前号アに掲げる者
イ前号イに掲げる者の職員で、犯罪の予防又は捜査に関する事務を担当するもの
ウ前号ウに掲げるものの職員で、同号ウの調査研究を担当するもの
エ前号エに掲げる者の従業者で、同号エの業務のために自動車の錠前の解錠を行うもの
2 錠前業者又は錠前技術者養成業者は、解錠用具の有償譲渡等を行おうとする場合には、公安委員会規則の定めるところにより、その相手方の氏名、住所その他の事項を確認しなければならない。
3 錠前業者又は錠前技術者養成業者は、帳簿を備え、前項の確認をしたときは、公安委員会規則の定めるところにより、その確認に関する事項を記載しなければならない。
4 錠前業者又は錠前技術者養成業者は、前項の帳簿を最終の記載をした日から3年間、保存しなければならない。
5 錠前業者は、解錠用具により容易に解錠されない錠前の普及のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
6 公安委員会は、県民が解錠用具による解錠により住宅に侵入される等の犯罪に遭うことを防止するため、解錠用具による解錠の防止に配慮した錠前の普及に努めるものとする。
(自動車の窃取等に係る器具の携帯の禁止)
第19条何人も、他人の自動車又は他人の自動車内の財物を窃取する目的で、自動車の合いかぎ、かね尺、差し金その他自動車に侵入するために使用されるような器具を携帯してはならない。
(指針の策定手続)
第20条知事は第8条第2項の指針及び第10条第2項の指針を、教育委員会は第8条第2項の指針を定め、又は変更しようとするときは、必要に応じ、公安委員会の意見を聴くものとする。
2 知事は第8条第2項の指針及び第10条第2項の指針を、教育委員会は第8条第2項の指針を、公安委員会は第11条第1項の指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市町村長の意見を聴くとともに、事業者及び県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
3 知事は第8条第2項の指針及び第10条第2項の指針を、教育委員会は第8条第2項の指針を、公安委員会は第11条第1項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
(罰則)
第21条第19条の規定に違反した者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
第22条第18条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。
(両罰規定)
第23条法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。
付則
この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第18条、第19条及び第21条から第23条までの規定は、平成15年7月1日から施行する。

○栃木県安全で安心なまちづくり推進条例

平成十七年三月二十五日

栃木県条例第八号

栃木県安全で安心なまちづくり推進条例をここに公布する。

栃木県安全で安心なまちづくり推進条例

安全で安心して暮らせる社会の実現は、栃木県が未来に向かって発展していくために欠くことのできない基盤であり、私たちすべての願いである。

私たちは、これまで、ふるさと栃木の豊かな自然の恵みの中、県民のたゆまぬ努力により、活力ある産業と多彩な文化をはぐくみながら発展してきた。

しかしながら、近年、都市化、国際化及び情報化の進展などに伴う社会情勢の変化や社会的な規範意識の低下などを背景として、日常生活が営まれる身近な場所での犯罪が増加し、私たちの暮らしを脅かすに至っている。

このような犯罪を防止するためには、県民一人ひとりが自らの防犯意識を高めて犯罪に遭わないように心がけるとともに、人と人とのきずなを大切に、支え合い、助け合うことのできる家庭と地域社会を築いていくことが重要である。

ここに、私たちは、住む人にとっても、訪れる人にとっても、安全で安心な栃木県の実現を目指し、県民の総意として安全で安心なまちづくりの推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、安全で安心なまちづくりの推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、安全で安心なまちづくりの推進に関する施策を総合的に推進し、もってすべての県民が安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 安全で安心なまちづくり(地域社会における犯罪の防止のための自主的な活動及び犯罪の防止に配慮した環境の整備をいう。以下同じ。)は、自主自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成が必要であるという基本的認識の下に推進されなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、県、県民及び事業者がそれぞれ適切な役割分担の下に、相互に連携を図りながら協力することにより推進されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、安全で安心なまちづくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、安全で安心なまちづくりの推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するため、必要な体制の整備その他の措置を講ずるものとする。

(県民の役割)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりに関する理解を深め、安全の確保に自ら努めるとともに、安全で安心なまちづくりの推進に取り組むように努めるものとする。

2 県民は、県が実施する安全で安心なまちづくりの推進に関する施策に協力するように努めるものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりに関する理解を深め、その所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し、安全の確保に自ら努めるとともに、安全で安心なまちづくりの推進に取り組むように努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する安全で安心なまちづくりの推進に関する施策に協力するように努めるものとする。

(県と市町村との協力)

第六条 県及び市町村は、それぞれが実施する安全で安心なまちづくりの推進に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(推進指針)

第七条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、安全で安心なまちづくりの推進を図るための指針(以下この条において「推進指針」という。)を定めなければならない。

2 推進指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 安全で安心なまちづくりの推進に関する基本的方向

二 安全で安心なまちづくりの推進に関する施策に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくりの推進に関し必要な事項

3 知事、教育委員会及び公安委員会は、推進指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、推進指針の変更について準用する。

(県民等に対する支援)

第八条 県は、県民及び事業者並びにこれらの者が組織する団体(以下「県民等」という。)が行う犯罪の防止のための自主的な活動に対し、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(広報活動等)

第九条 県は、安全で安心なまちづくりに関する県民の理解を深めるため、安全で安心なまちづくりに関する広報活動の充実、研修の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第十条 県は、県民等が行う犯罪の防止のための自主的な活動を促進するため、必要な情報の提供を行うものとする。

2 警察署長は、県民等が行う犯罪の防止のための自主的な活動を促進するため、その管轄区域の住民に対し、当該区域における犯罪の発生状況等必要な情報の提供を行うものとする。

(調査研究)

第十一条 県は、安全で安心なまちづくりを効果的に推進するため、安全で安心なまちづくりの推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(安全教育の充実)

第十二条 県は、児童、生徒及び幼児(以下「児童等」という。)が犯罪による被害を受けないための教育及び犯罪を起こさないようにするための教育を充実するように努めるものとする。

(学校等における児童等の安全対策の推進等)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の高等課程並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者は、児童等の保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う県民等及び当該学校等の所在地を管轄する警察署長その他の関係機関と連携して、当該学校等における安全対策を推進するための体制を整備し、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(平一八条例八・平一九条例六〇・一部改正)

(通学路等における児童等の安全の確保)

第十四条 通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等(以下この条において「通学路等」という。)を管理する者、児童等の保護者、学校等を管理する者、地域住民並びに通学路等の所在する地域

を管轄する警察署長は、相互に連携して通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県民は、通学路等において児童等が危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、警察官への通報、避難誘導その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及)

第十五条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の普及に努めるものとする。

(駐車場の設置者等の努力義務)

第十六条 自動車駐車場又は自転車駐車場を設置し、又は管理する者は、当該自動車駐車場又は自転車駐車場を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及)

第十七条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

(住宅の設計者等の努力義務)

第十八条 住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(深夜営業店舗を営む者の努力義務等)

第十九条 深夜(午後十一時から翌日の午前六時までの間をいう。次項において同じ。)において営業する店舗で小売業を営む者は、当該店舗を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、深夜において営業する店舗で小売業を営む者に対し、犯罪の防止のために必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(繁華街における犯罪の防止のための措置)

第二十条 飲食店、小売店舗その他の店舗が集積する区域(以下この条において「繁華街」という。)において事業を営む者及び施設を所有し又は管理する者並びに当該繁華街の所在する地域を管轄する警察署長は、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う県民等と連携して、当該繁華街における犯罪の防止のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(犯罪被害者等のための施策)

第二十一条 県は、犯罪被害者等(犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第百六十一号)第二条第二項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。)が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、及び再び平穏な生活を営むことができるようにするため、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、国、市町村その他の関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(犯罪被害者等のための施策への協力)

第二十二条 県民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するように努めなければならない。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第八号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条、第二条、第四条から第六条まで、第八条及び第九条の規定は、同年十月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第六〇号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成一九年規則第六九号で平成一九年一二月二六日から施行)

○埼玉県防犯のまちづくり推進条例

平成十六年三月二十六日
埼玉県条例第三十六号

私たちのふるさと埼玉は、首都圏にあって、武蔵野の面影を残し、温暖な気候にも恵まれ、穏やかで、活力に満ちた彩り豊かな県である。

しかし、街頭犯罪や侵入盗、あるいは、無防備な子どもを対象とした犯罪など、日常生活が営まれる場所で発生する犯罪が多発し、私たちの暮らしを脅かしている。また、街頭犯罪の多くを少年が占めているように、社会的な規範意識の低下が大きな影を落としていることがうかがえる。

こうした犯罪は、犯罪を行いうる状況をとらえて、すなわち、犯罪の「機会」に乗じて行われる性格を有している。このため、こうした犯罪の防止を図るためには、警察の活動とともに私たち一人一人が、自ら犯罪を防止する意識を持って、私たちが住む地域に目を注ぎ、地域のつながりを強めて、犯罪の「機会」を取り除き、「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」を推進することが必要である。

まず、隣近所同士で「おはよう」のあいさつを交わそう、そして、手を携えて「防犯のまちづくり」を推進しよう。ここに、私たち県民は、共に力を合わせて、犯罪のない、安全に、安心して暮らせる埼玉を築くことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、防犯のまちづくり（地域社会における犯罪を起こさせにくい環境の整備をいう。以下同じ。）に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、防犯のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定め、もって県民が安心して暮らすことができる安全な社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 防犯のまちづくりは、地域社会において犯罪を誘発する機会を除去することにより、犯罪を起こさせにくい環境の整備を行い、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会を実現することが、県民の豊かでゆとりある生活の基盤となることにかんがみ、県と市町村、県民及び事業者との連携及び協力の下に、次に掲げる事項を基本として推進するものとする。

- 一 自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図ること。
- 二 お互いが支え合う地域社会の形成を図ること。
- 三 安全な都市環境の整備を図ること。
- 四 子どもを犯罪被害から守ること。
- 五 規範意識の高揚を図ること。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、防犯のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、防犯のまちづくりの推進における市町村の役割の重要性にかんがみ、市町村が防犯のまちづくりに関する施策を実施する場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、日常生活における自らの安全の確保に積極的に努めるとともに、相互の理解と協力の下に、地域における防犯のまちづくりに関する活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、県がこの条例に基づき実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、防犯のまちづくりに関する理解を深め、事業者が所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し、自らの安全の確保に積極的に努めるとともに、防犯のまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、県がこの条例に基づき実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(減らそう犯罪の日)

第六条 県民の防犯意識の向上と県民参加による取組により犯罪の減少を図るため、減らそう犯罪の日を設ける。

- 2 減らそう犯罪の日は、十月十一日とする。
- 3 県は、減らそう犯罪の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(推進体制の整備)

第七条 県は、防犯のまちづくりを推進するための総合的な取組を実施するため、県、市町村、県民及び事業者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備するものとする。

2 県は、防犯のまちづくりに関する情報収集に努めるとともに、市町村と協力して、自治会その他の地域における団体、事業者、県民等が行う防犯のまちづくりのための自主的な活動に対し、必要な情報提供、助言その他の支援を行うものとする。

(推進計画の策定等)

第八条 県は、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 防犯のまちづくりに関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
 - 二 その他防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 県は、前項第一号の長期的な目標を策定するに当たっては、具体的な指標を定めるよう努めるものとする。
- 4 県は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民及び事業者の意見を聴かなければならない。
- 5 県は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 6 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。
- 7 県は、市町村が推進計画を策定する場合には、必要な情報提供、助言その他の支援を行うものとする。

(学校等における児童等の安全の確保)

第九条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、同法第二百二十四条に規定す

る専修学校の高等課程若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）に対して学校教育に類する教育を行うもの又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（以下これらを「学校等」という。）を設置し、又は管理する者は、次項に規定する児童等の安全の確保のための指針に基づき、当該学校等の施設内において、児童等の安全の確保をするよう努めるものとする。

2 知事、埼玉県教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校等における児童等の安全の確保のための指針を定めるものとする。

（通学路等における児童等の安全の確保）

第十条 児童等が通学、通園等の用に供している道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等（以下「通学路等」という。）において、当該通学路等の施設の管理者、地域住民、児童等の保護者、学校等の管理者及び当該通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事、埼玉県教育委員会及び公安委員会は、共同して、前項の措置に関する指針を定めるものとする。

3 県民は、通学路等において、児童等が危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、警察官への通報、危害の発生を防止するための避難誘導等の保護の措置その他の適切な措置をとるよう努めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した道路等の整備）

第十一条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯上の指針を定めるものとする。

3 自動車駐車場又は自転車駐車場（以下これらを「駐車場」という。）を設置し、又は管理する者は、前項に規定する防犯上の指針に基づき、当該駐車場を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（空地又は空家における犯罪防止の措置）

第十二条 空地又は空家を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家について、さくを設置し、又は出入口を施錠する等、犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した住宅の普及）

第十三条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯上の指針を定めるものとする。

3 住宅を設計し、又は建築しようとする事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前項に規定する防犯上の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 県は、県の区域において住宅を建築しようとする者、住宅を所有し、又は管理する者、住宅に居住する者等に対し、住宅の防犯性の向上のために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

（盗難の防止に配慮した自動車等の普及）

第十四条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の製造又は販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車等並びにひったくりによる被害その他の盗難を防止するための装置及び用具の普及に努めるものとする。

2 県は、前項の自動車等並びに装置及び用具の普及のため、自動車等の製造又は販売を業とする者に対する情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

（犯罪の防止に配慮した店舗等の整備）

第十五条 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、労働金庫、農業協同組合、信用農業協同組合連合会及び貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。）は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等の整備に努めるものとする。

2 深夜（午後十時から翌日の午前六時までの間をいう。）に物品の販売等を業として行う者（規則で定める者に限る。）は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備に努めるものとする。

（防犯カメラの設置及び利用基準）

第十六条 道路、公園その他の公共の場所に防犯カメラ（犯罪の防止を目的として設置される映像機器及びこれに附属する機器をいう。以下同じ。）を設置する場合には、その設置者は、次項に規定する防犯カメラの適正な設置と利用に関する指針に基づき、人権を侵害することのないように配慮するものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、防犯カメラの適正な設置と利用に関する指針を定めるものとする。

（犯罪被害者の支援）

第十七条 県は、犯罪により被害を被った者（以下「犯罪被害者」という。）に対し、市町村及び犯罪被害者を支援する活動を行う民間団体と連携して、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第十八条 県は、防犯のまちづくりが総合的に推進されることが重要であることにかんがみ、市町村及び防犯のまちづくりのための自主的な活動を積極的に支援するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（指針の公表等）

第十九条 第八条第四項及び第五項の規定は、知事、埼玉県教育委員会及び公安委員会がこの条例の規定により指針を策定する場合に準用する。

（見直し）

第二十条 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

（委任）

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則

この条例中第九条第一項の改正規定は学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から、その他の規定は貸金業の規制等に関する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日から施行する。

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

埼玉県防犯のまちづくり推進条例施行規則

平成十六年六月二十九日

埼玉県規則第五十六号

埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成十六年埼玉県条例第三十六号）第十五条第二項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 スーパーマーケット（衣食住に関する各種の商品を販売するセルフサービス店（売場面積の五十パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している店舗をいう。以下同じ。）で、その売場面積が二百五十平方メートル以上のものをいう。）を営む者
- 二 コンビニエンスストア（飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が一日十四時間以上であるセルフサービス店で、その売場面積が三十平方メートル以上二百五十平方メートル未満のものをいう。）を営む者
- 三 音楽・映像記録物賃貸業（主としてコンパクトディスク、ビデオテープ等の音楽・映像記録物を賃貸する業をいう。）を営む者
- 四 ガソリンスタンド（危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三条第一号に規定する給油取扱所（同令第十七条第三項第一号から第三号まで及び第五号に該当するものを除く。）をいう。）を営む者

附 則

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

○千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例

(平成 16 年 3 月 23 日 千葉県条例第 4 号)

都市化の進展による地域社会の一体感や連帯意識の希薄化、国際化の進展など様々な社会情勢の変化を背景に、道路や公園など私たちの身近な場所での犯罪が増加し、県民の治安の悪化に対する不安が広がっている。

特に、本県は、国際空港である成田空港を抱え、外国人による犯罪も発生している中であって、全国的にみても犯罪発生件数が多く、しかも警察官一人が負担する刑法犯罪の件数が、全国で最も高いという状況にある。

このような状況の下で、犯罪を防止し、県民生活の安全を確保し、県民が安心して暮らせる生活空間を回復していくためには、警察による犯罪の取締りに加え、県民一人ひとりがしっかりとした防犯意識を持ち、自立と相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会を形成することが何より大切である。

また、県、市町村、県民、事業者等がそれぞれの役割を適切に分担し、お互いに他人を思いやり協働しながら地域の安全対策を講じ、犯罪の機会を減らすための環境整備や、犯罪被害に遭わないための施策を講ずるなど「犯罪の起こりにくい環境づくり」に積極的に取り組んでいく必要がある。

安全で安心な明るい社会は、私たち県民すべての願いであり、ともに力を合わせてその実現に取り組むことを決意し、ここに、千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、安全で安心なまちづくりについて、基本理念を定め、県及び市町村並びに県民、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体及び事業者の適切な役割分担を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進することにより、基本理念にのっとり安全で安心なまちづくりが促進されるようにし、もって県民の平穩な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、犯罪の機会を減少させるための環境の整備並びに県民、自治会等（自治会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。以下同じ。）及び事業者（以下「県民等」という。）による犯罪の防止のための自主的な活動をいう。

(基本理念)

第 3 条 安全で安心なまちづくりは、自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成の必要性が認識されることを旨として、行われなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、その構成要素である犯罪の機会を減少させるための環境の整備と県民等による犯罪の防止のための自主的な活動が一体的かつ有機的に実施されるべきことを旨として、行われなければならない。

3 安全で安心なまちづくりは、基本的人権を不当に侵害しないよう配慮されるべきことを旨として、行われなければならない。

4 安全で安心なまちづくりは、県及び市町村並びに県民等が、それぞれの役割の適切な分担の下に協働すべきことを旨として、行われなければならない。

(県の役割)

第 4 条 県は、前条に規定する安全で安心なまちづくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を定め、及び実施するよう努めなければならない。

(県と市町村との適切な役割分担の下で連携)

第 5 条 県は、地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持し、並びに防犯を行うことが地域における事務として地方公共団体が処理すべきであることを認識し、市町村がその地域の特性に応じた安全で安心なまちづくりに関する施策を実施する場合にあっては、県と市町村との適切な役割分担を踏まえ、当該市町村と連携するものとする。

2 県は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性を認識し、市町村がその地域の特性に応じた安全で安心なまちづくりに関する施策を実施する場合にあっては、その求めに応じて、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の役割)

第 6 条 県民は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりについての関心及び理解を深め、自ら犯罪の被害者とならないよう努めるとともに、安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

2 県民は、県が基本理念にのっとり実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第 7 条 自治会等は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 自治会等は、安全で安心なまちづくりに取り組むに当たっては、県が基本理念にのっとり実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 8 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、犯罪の防止に配慮した事業所、店舗等を整備することその他の安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、県が基本理念にのっとり実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(安全で安心なまちづくり旬間)

第 9 条 県民の間に、広く安全で安心なまちづくりについての関心及び理解を深めるため、安全で安心なまちづくり旬間を設ける。

2 安全で安心なまちづくり旬間は、10月11日から同月20日までとする。

3 県は、市町村並びに自治会等及び事業者と連携して、安全で安心なまちづくり旬間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(広報活動の充実等)

第 10 条 県は、安全で安心なまちづくりについての県民の関心及び理解を深めるため、安全で安心なまちづくりに関する広報活動の充実、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 11 条 県は、県民等に対し、安全で安心なまちづくりに対する理解を深め、安全で安心なまちづくりへの自発的な参加を支援するため、犯罪の発生状況、安全で安心なまちづくりの方法等に関する必要な情報を提供するものとする。

(調査及び研究)

第 12 条 県は、安全で安心なまちづくりを効果的に促進するため、安全で安心なまちづくりの方法に関する調査及び研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第 13 条 知事は、安全で安心なまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(安全で安心なまちづくりに関する基本方針)

第 14 条 知事は、千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と協議して、安全で安心なまちづくりに関する基本方針を定めなければならない。

2 前項に規定する基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 安全で安心なまちづくりに関する基本的方向

二 安全で安心なまちづくりの促進のための施策に関する事項

三 安全で安心なまちづくりを実施するに際し配慮すべき事項

四 前各号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくりに関し必要な事項
(体制の整備)

第15条 県は、県及び市町村並びに県民等が協働して安全で安心なまちづくりを推進する体制を整備するものとする。
(犯罪の防止に配慮した構造等を有する道路等の普及)

第16条 知事は、公安委員会と協議して、犯罪の防止に配慮した道路等(道路、公園、駐車場及び駐輪場をいう。以下同じ。)の構造及び設備に関する指針を定めるものとする。

2 県は、前項に規定する指針に適合した道路等の普及に努めるものとする。

3 県は、犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有する道路等の整備をしようとする者に対し、その求めに応じて、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪の防止に配慮した構造等を有する住宅の普及)

第17条 住宅(共同住宅を含む。以下この条及び次条において同じ。)を設計し、建築し、又は供給する事業者は、その事業に係る住宅を設計し、建築し、又は供給するに当たっては、当該住宅が犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有するものとなるよう努めるものとする。

2 共同住宅を所有し、又は所有しようとする者は、その所有に係る共同住宅の増築、改築、修繕等をし、又は共同住宅の新築をするに当たっては、当該共同住宅が犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有するものとなるよう努めるものとする。

第18条 知事は、公安委員会と協議して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備に関する指針を定めるものとする。

2 県は、前項に規定する指針に適合した住宅の普及に努めるものとする。

3 県は、犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有する住宅を設計し、建築し、若しくは供給する事業者又は共同住宅を所有し、若しくは犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有する共同住宅を所有しようとする者に対し、その求めに応じて、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(盗難防止自動車等の普及)

第19条 自動車、原動機付自転車及び自転車(以下この条において「自動車等」という。)の販売をする事業者は、その販売をするに当たっては、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車等並びに盗難を防止するための装置及び用具(次項において「盗難防止自動車等」という。)の普及に努めるものとする。

2 県は、盗難防止自動車等の普及のため、自動車等の販売をする事業者に対し、その求めに応じて、犯罪の発生状況等の情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪の防止に配慮した店舗の整備)

第20条 深夜(午後11時から翌日の午前4時までをいう。次項において同じ。)において営業する店舗で小売業を営む者は、犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有する店舗の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有する店舗の普及のため、深夜において営業する店舗で小売業を営む者に対し、その求めに応じて、犯罪の発生状況等の情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(盗難の防止に配慮した自動販売機の管理)

第21条 自動販売機を設置する者は、当該自動販売機について盗難の防止に配慮した管理をするよう努めるものとする。

2 県は、自動販売機について盗難の防止に配慮した管理の普及のため、自動販売機を設置する者に対し、その求めに応じて、犯罪の発生状況等の情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪の防止に配慮した構造等を有する学校等の普及)

第22条 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者は、当該学校等が学校等に侵入して行われる犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有するものとなるよう努めるとともに、当該学校等について学校等に侵入して行われる犯罪の防止に配慮した管理をするよう努めるものとする。

第23条 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、学校等に侵入して行われる犯罪の防止に配慮した学校等の構造、設備及び管理に関する指針を定めるものとする。

2 県は、前項に規定する指針に適合した学校等の普及に努めるものとする。

3 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、その求めに応じて、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(被害者又は加害者にならないようにするための教育に係る取組の支援)

第24条 知事及び教育委員会は、幼児、児童及び生徒が犯罪の被害者又は加害者にならないようにするため学校等が家庭及び地域社会と連携して行う教育に係る取組を支援するものとする。

(地域防犯情報センターの指定等)

第25条 公安委員会は、自治会等が防犯のための巡回の実施、自主防犯活動施設(自治会等が安全で安心なまちづくりを行うための拠点とする施設をいう。次項において同じ。)の整備等の安全で安心なまちづくりを行う場合には、当該自治会等に対し、その求めに応じて、その活動を行う地域に係る犯罪の発生状況等の情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 公安委員会は、自主防犯活動施設が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められるときは、自治会等の申請により、当該自主防犯活動施設を地域防犯情報センターとして指定することができる。

一 自治会等により自主的に管理され、及び運営されていること。

二 安全で安心なまちづくりの実績が1年以上ある自治会等により管理され、及び運営されていること。

三 自主防犯活動施設の管理及び運営に関し、千葉県公安委員会規則(以下「公安委員会規則」という。)で定める基準に適合した規約が定められていること。

四 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める要件に該当しないこと。

3 公安委員会は、前項の規定により指定しようとするときは、あらかじめ、同項の申請をした自治会等が安全で安心なまちづくりを行う地域の全部又は一部の存する市町村の長の意見を聴くものとする。

4 地域防犯情報センターを管理し、及び運営する自治会等は、公安委員会に対し、基本理念にのっとり安全で安心なまちづくりを行うため必要な範囲内において、犯罪の発生状況等の情報を速やかに、かつ、継続的に提供するように求めることができる。

5 前項の規定により犯罪の発生状況等の情報の提供を求められたときは、公安委員会は、地域防犯情報センターを管理し、及び運営する自治会等の自主性を尊重して、その活動を行う地域に係る犯罪の発生状況等の情報の提供を行うものとする。

6 公安委員会は、地域防犯情報センターが第2項各号のいずれかに該当しないものと認められるに至ったとき、又は前項の規定により提供された情報が基本理念にのっとり安全で安心なまちづくりの目的以外に使用されたときは、当該地域防犯情報センターの指定を取り消すものとする。

7 第2項、第3項及び前項に定めるもののほか、地域防犯情報センターの指定に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(賞揚)

第26条 公安委員会は、安全で安心なまちづくりを促進するため、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる者のうち、その行為が県民の模範となると認められる者について、賞揚することができる。

一 現行犯人を逮捕し、又は逮捕しようとした者

二 現に行われ、又は行われようとしている犯罪を制止し、又は制止しようとした者

三 犯罪の被害者の救護に当たった者

2 前項の規定による賞揚について必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(被害者等に対する支援)

第27条 知事及び公安委員会は、市町村及び犯罪による被害者（遺族その他犯罪による被害者に準ずる心身に有害な影響を受けた者を含む。以下この条において「被害者等」という。）を支援する活動を行う民間の団体と連携して、被害者等に対する支援に関し、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

一 広報活動を充実すること。

二 調査及び研究を行うこと。

三 被害者等に対し、相談を行う機関の紹介等の情報の提供及び助言を行うこと。

四 前各号に掲げるもののほか、被害者等に対する支援に関し必要な措置

2 知事は、公安委員会と協議して、被害者等に対する支援に関する指針を定めるものとする。

(意見等の考慮及び公表)

第28条 知事は、第14条第1項に規定する基本方針並びに第16条第1項、第18条第1項、第23条第1項及び前条第2項に規定する指針（以下この条において「基本方針等」という。）を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、市町村長の意見を聴くとともに、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された意見及び情報を考慮して基本方針等を定め、又は変更しなければならない。

3 知事は、基本方針等を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

(平成 17 年条例第 59 号)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条―第 10 条)
- 第 2 章 県民等による犯罪防止のための自主的な活動の促進 (第 11 条―第 13 条)
- 第 3 章 学校等における安全確保等 (第 14 条―第 17 条)
- 第 4 章 道路等の防犯性の向上 (第 18 条・第 19 条)
- 第 5 章 住宅の防犯性の向上 (第 20 条―第 22 条)
- 第 6 章 事業活動における防犯への配慮 (第 23 条―第 25 条)
- 第 7 章 犯罪被害者等に対する支援 (第 26 条)
- 第 8 章 防犯カメラの設置等の場合における配慮 (第 27 条)
- 第 9 章 指針の策定手続 (第 28 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）について、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備するための基本的な事項を定め、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 安全で安心なまちづくりは、自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域自ら守る、という防犯意識の下に、県民、事業者及び自治会その他の地域的な共同活動を行う団体（以下「自治会等」という。）（以下「県民等」と総称する。）による犯罪の防止のための自主的な活動を基本としなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、県、市町村及び県民等が、それぞれの役割についての相互理解の下に連携し、及び協力して推進されなければならない。

3 安全で安心なまちづくりは、基本的人権を尊重して行われなければならない。

(県の責務)

第 3 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

(県民の役割)

第 4 条 県民は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に積極的に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 県民は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、当該事業者が所有し、又は管理する施設及びその事業活動に関し、自ら安全の確保に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の取組)

第 6 条 自治会等は、基本理念にのっとり自主的な活動に取り組むとともに、地域の実情に応じてその地域において行われる犯罪の防止に関連する各種活動と連携して、安全で安心なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

(市町村への支援及び協力)

第 7 条 県は、安全で安心なまちづくりの推進に果たす市町村の役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

(財政上の措置)

第 8 条 県は、安全で安心なまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 9 条 県は、安全で安心なまちづくりに関する施策を推進するため、県、市町村、県民等及び関係機関が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

2 県は、市町村が行う安全で安心なまちづくりの推進体制の整備に当たっては、情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

(推進計画の策定等)

第 10 条 県は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、安全で安心なまちづくりに関する推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 県は、推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、県民等の意見を聴くとともに、公表するものとする。

3 県は、推進計画の進捗状況について、公表するとともに、県民等が評価を行うための措置を講ずるものとする。

第 2 章 県民等による犯罪防止のための自主的な活動の促進

(広報及び啓発)

第 11 条 県は、安全で安心なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 県は、県民等の安全で安心なまちづくりへの関心及び理解を深めるため、安全で安心なまちづくり旬間を設ける。

3 安全で安心なまちづくり旬間は、10 月 11 日から同月 20 日までとする。

(県民等の自主的な活動の促進)

第 12 条 県は、県民等が行う安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を促進するため、県民等に対する必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(高齢者等の安全確保)

第 13 条 県は、高齢者、子どもその他特に防犯上の配慮を要する者が犯罪による被害を受けないようにするため、市町村及び県民等が連携して地域ぐるみの支え合いが行われるように、県民等に対する必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第 3 章 学校等における安全確保等

(学校等における安全確保)

第 14 条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校及び保育所等の児童福祉施設（以下「学校等」という。）を設置し、又は管理する者は、学校等において乳幼児、児童及び生徒（以下「子ども」という。）が犯罪による被害を受けないようにするための安全の確保（以下「安全確保」という。）に努めるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、安全確保のための指針を定めるものとする。

(安全確保の体制整備等)

第15条 学校等を設置し、又は管理する者は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、子どもの保護者及び地域における犯罪の防止のための自主的な活動を行う県民等の参加を求めて、安全確保に係る対策を推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

2 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等における安全確保に係る対策の実施について、必要な情報の提供、助言等を行うよう努めるものとする。

(安全確保に係る教育の充実)

第16条 県は、学校等、家庭及び地域と連携して、子どもが犯罪に遭わないための教育及び犯罪を起こさないための教育の充実が図られるよう努めるものとする。

(通学路等における安全確保)

第17条 通学、通園等の用に供される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）を管理する者、子どもの保護者、学校等を管理する者、当該学校等の所在する地域の住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等における安全確保のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、通学路等における安全確保のための指針を定めるものとする。

第4章 道路等の防犯性の向上

(犯罪防止に配慮した道路等の普及)

第18条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

(犯罪防止に配慮した駐車場の整備等)

第19条 自動車駐車場又は自転車駐車場（以下「駐車場」と総称する。）を設置し、若しくは設置しようとし、又は管理し、若しくは管理しようとする者は、前条第2項の指針に基づき、当該駐車場を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ばちんこ屋その他の駐車場における犯罪の防止に特に配慮を要する施設として公安委員会規則で定める施設に駐車場を設置しようとする者は、その所在地を管轄する警察署長に防犯上の意見を求めるよう努めるものとする。

3 前項の規定により意見を求められた警察署長は、犯罪の防止のために必要な助言を行うものとする。

第5章 住宅の防犯性の向上

(犯罪防止に配慮した住宅の普及)

第20条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

(住宅の犯罪防止への配慮)

第21条 住宅の建築主及び住宅を設計し、建築し、又は供給しようとする事業者（以下「建築主等」という。）並びに共同住宅を所有し、又は管理する者は、前条第2項の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(住宅の防犯性向上のための情報提供等)

第22条 県は、建築主等、住宅を所有し、又は管理する者等に対し、住宅の防犯性の向上のために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

第6章 事業活動における防犯への配慮

(防犯責任者の設置等)

第23条 事業者は、その所有し、又は管理する施設及び事業活動における防犯上の安全の確保のため、事業所ごとの実情に応じて、従業員への防犯教育、防犯設備の維持管理等を行う責任者を設置するなど、犯罪の防止に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪防止に配慮した店舗等の整備等)

第24条 次に掲げる事業者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備に努めるものとする。

(1) 銀行、信用金庫、労働金庫、農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合、農業協同組合、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者並びに郵便局株式会社（以下「金融機関等」と総称する。）

(2) ばちんこ屋を営む者

(3) 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において小売業を営む店舗で公安委員会規則で定めるもの（以下「特定小売店舗」という。）において事業を営む者

2 警察署長は、その管轄区域において金融機関等の店舗、ばちんこ屋の店舗、特定小売店舗その他犯罪の発生するおそれが特にあると認められる店舗を設置し、若しくは設置しようとし、又は管理し、若しくは管理しようとする者に対し、当該店舗等の防犯性の向上のために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪防止に配慮した自動車等の普及)

第25条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造及び装置を有する自動車等の普及に努めるものとする。

第7章 犯罪被害者等に対する支援

第26条 県は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動を促進するための支援その他の犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国、市町村その他の関係機関並びに前項に規定する民間の団体と連携して行うものとする。

第8章 防犯カメラの設置等の場合における配慮

第27条 道路、公園その他の不特定多数の者が出入りする公共の場所に防犯カメラ（犯罪の防止を目的として継続的に設置される映像機器及びこれに附属する機器をいう。以下同じ。）を設置し、及び利用する場合には、その設置者は、次項の指針に基づき、人権を侵害することのないように配慮するものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、防犯カメラの設置及び利用に関する指針を定めるものとする。

第9章 指針の策定手続

第28条 知事、教育委員会又は公安委員会は、第14条第2項、第17条第2項、第18条第2項、第20条第2項及び前条第2項の指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 知事、教育委員会又は公安委員会は、前項に規定する指針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 県は、この条例の施行後 3 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成 19 年条例第 48 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 60 号)

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 115 号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日=平成 19 年 12 月 19 日)

附 則(平成 20 年条例第 24 号)

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

○岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例

平成二十年三月二十五日

条例第十一号

改正 平成二〇年一〇月一五日条例第四一号

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 推進体制及び活動の支援等（第九条―第十二条）

第三章 安全・安心まちづくりのための基本的施策（第十三条―第二十二条）

第四章 犯罪被害者等への支援等（第二十三条）

附則

犯罪のない安全で安心な地域社会の実現は、県民すべての願いであり、県民生活や社会経済の発展の基盤となるものである。

しかしながら、少子高齢化、国際化や家族形態の変化といった近年の社会情勢の変化は、人々の価値観や生活様式を多様化させ、地域社会の連帯意識や人間関係の希薄化、また、社会的な規範意識の低下が心配されている。

岐阜県においても、日常生活が営まれる身近な場所での犯罪が後を絶たず、その手口も複雑かつ多様化しており、県民の治安に対する不安は広がっている。

県民すべての願いである犯罪のない安全で安心な地域社会を実現していくためには、行政施策や警察活動だけでなく、県民一人ひとりが「自分の地域の安全は自分たちで守る」という意識を高め、行動するとともに、地域で暮らすものが積極的に地域活動に参画し、多文化共生の地域づくりに配慮することで、互いに信頼し合い、連携し、協力して地域社会の連帯を深め、暮らしやすい生活環境づくりを進めていく必要がある。

岐阜県では、これまでも「安全・安心まちづくり県民運動」を展開し、地域住民による自主的な犯罪の防止活動の取組も進められている。この取組を一層盛り上げ、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現を図ることを目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動並びに県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（以下「安全・安心まちづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動を促進し、及び犯罪の防止に配慮した生活環境を整備するための基本的な事項を定めることにより、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「自治会等」とは、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。

2 この条例において「ボランティア団体等」とは、安全・安心まちづくりに関するボランティア活動（営利を目的とせず不特定多数のもののために行う活動であって、自発的な意思に基づいて自立的に行うものをいう。）を行う集団、個人若しくは当該活動を主として行う団体又は安全・安心まちづくりに関する活動を行う一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。

3 この条例において「県民等」とは、県民、事業者、自治会等及びボランティア団体等をいう。

一部改正〔平成二〇年条例四一号〕

（基本理念）

第三条 安全・安心まちづくりは、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

一 地域の安全は地域で守るという意識に支えられた県民等による犯罪の防止のための自主的な活動を尊重すること。

二 県、市町村及び県民等が適切に役割を分担し、互いに連携し、及び協力すること。

三 乳幼児、児童、生徒、高齢者その他の犯罪の防止に配慮を要する者の安全確保に特に配慮すること。

四 県民等が互いに守り合い、支え合う地域社会が形成されること。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的に推進する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行わなければならない。

（県民の責務）

第五条 県民は、基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりに関する理解を深め、日常生活において自らの安全を確保するよう努めなければならない。

2 県民は、県、市町村及び自治会等が行う安全・安心まちづくりに関する施策及び活動に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりに関する理解を深め、安全・安心まちづくりに関する活動に自ら積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、県、市町村及び自治会等が行う安全・安心まちづくりに関する施策及び活動に協力するよう努めるとともに、その従業員が安全・安心まちづくりに関する活動に参加しやすい環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、その所有し、又は管理する施設及び事業活動において、その実情に応じて、犯罪の防止に関する必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（自治会等及びボランティア団体等の役割）

第七条 自治会等は、基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりに関する理解を深め、安全・安心まちづくりに関する活動を主体的に行うよう努めるとともに、県及び市町村が行う安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 ボランティア団体等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が行う安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市町村との協力）

第八条 県は、地域における安全・安心まちづくりを推進する上での市町村の果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が安全・安心まちづくりを推進するために行う施策に関し、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

第二章 推進体制及び活動の支援等

（推進体制の整備）

第九条 県は、安全・安心まちづくりを推進するため、県、市町村及び県民等が情報を共有し、意見を交換し、互いに連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

（行動計画の策定等）

第十条 県は、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的に推進するため、安全・安心まちづくりに関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 県は、行動計画を策定するに当たっては、市町村及び県民等の意見を聴かななければならない。

3 県は、第一項の規定により行動計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、行動計画の変更をする場合について準用する。

(広報活動及び啓発活動)

第十一条 県は、安全・安心まちづくりに関し、県民等の関心を高めるとともに、その理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 県は、県民等の安全・安心まちづくりに関する活動への参加の気運を醸成するため、安全・安心まちづくりに関する広報活動及び啓発活動を重点的に行う期間を定めるものとする。

(県民等の自主的な活動の支援及び促進)

第十二条 県は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を促進するため、地域において当該活動を行う人材の育成を行うものとする。

第三章 安全・安心まちづくりのための基本的施策

(学校等における児童等の安全確保)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)、同法第二百二十四条に規定する専修学校(高等課程に限る。)及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者は、児童、生徒及び乳幼児(以下「児童等」という。)の保護者、地域住民並びに当該学校等の所在地を管轄する警察署長と連携し、及び協力して、学校等における児童等の安全の確保に努めるものとする。

2 県は、学校等における児童等の安全を確保するため、学校等を設置し、又は管理する者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、学校等における児童等の安全の確保に関する指針を策定するものとする。

(通学路等における児童等の安全確保)

第十四条 学校等を設置し、又は管理する者は、通園、通学等のために利用されている道路、児童等が日常的に利用している公園等(以下「通学路等」という。)を設置し、又は管理する者、児童等の保護者、地域住民及び当該通学路等の所在する地域を管轄する警察署長と連携し、及び協力して、通学路等における児童等の安全の確保に努めるものとする。

2 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、通学路等における児童等の安全の確保に関する指針を策定するものとする。

(児童等の安全教育の充実)

第十五条 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、児童等の保護者及び地域住民と連携し、及び協力して、児童等が犯罪の被害にあわないようにするための教育の充実が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者等の安全確保)

第十六条 県は、高齢者その他の犯罪の防止に配慮を要する者(以下「高齢者等」という。)の安全を確保するため、高齢者等及びその関係者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪の防止に配慮した住宅の整備等)

第十七条 住宅(共同住宅を含む。以下同じ。)を建築し、又は改修しようとする者及び住宅を設計し、建築し、改修し、又は供給しようとする事業者(以下「建築主等」という。)並びに共同住宅を所有し、又は管理する者は、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の整備を促進するため、建築主等及び住宅を所有し、又は管理する者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、公安委員会と協議して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を策定するものとする。

(犯罪の防止に配慮した道路等の整備等)

第十八条 道路、公園、駐車場及び駐輪場(以下「道路等」という。)を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路等の整備を促進するため、道路等を設置し、又は管理する者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、公安委員会と協議して、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を策定するものとする。

(犯罪の防止に配慮した施設の整備等)

第十九条 深夜(午後十時から翌日の午前四時までの間をいう。)において小売業に供される施設、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第一項第八号及び岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十一年岐阜県条例第三十七号)第三十条第一項各号に規定する営業に供される施設、映画館、店舗、飲食店、遊技場等の用途に供される複合的な集客施設その他の特に犯罪の防止に配慮を要する施設(以下「施設」という。)を設置し、若しくは管理する者又は施設において事業を営む者は、当該施設を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する施設の整備を促進するため、施設を設置し、若しくは管理する者又は施設において事業を営む者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、公安委員会と協議して、犯罪の防止に配慮した施設の構造、設備等に関する指針を策定するものとする。

(犯罪の防止に配慮した自動車等及び自動販売機の普及等)

第二十条 自動車、原動機付自転車及び自転車(以下「自動車等」という。)の販売を業とする者は、その販売に際し、犯罪の防止に配慮した自動車等及び機器の普及に努めるものとする。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、犯罪の防止に配慮した設備を有する自動販売機を設置し、又は自動販売機について犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪の防止のための空地又は空家等の適正管理)

第二十一条 空地又は空家等を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家等について、出入口の施錠、柵の設置、草刈りその他の犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(インターネットを利用した犯罪等の防止のための措置)

第二十二条 県は、インターネットを利用した犯罪、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第三条に規定する不正アクセス行為をいう。)による犯罪その他のコンピュータ及び電磁的記録を対象とする犯罪を防止するため、県民等に対し、コンピュータ、携帯電話等の適正な利用に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四章 犯罪被害者等への支援等

第二十三条 県は、国、市町村並びに犯罪により被害を受けた者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)を支援する団体と連携して、犯罪被害者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県民等は、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二十年十月十五日条例第四十一号)

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

○愛知県安全なまちづくり条例

平成十六年三月二十六日
条例第四号

改正 平成一八年 三月二八日条例第二〇号 平成一九年 七月 六日条例第四八号
平成一九年一月二一日条例第五九号 平成二〇年 七月 八日条例第四〇号

愛知県安全なまちづくり条例をここに公布する。

愛知県安全なまちづくり条例

目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	推進体制及び活動の支援等（第五条—第八条）
第三章	犯罪の防止に配慮したまちづくり
第一節	住宅の防犯性の向上（第九条—第十三条）
第二節	道路、公園、自動車駐車場等の防犯性の向上（第十四条—第十六条）
第三節	犯罪の防止に配慮した都市計画（第十七条）
第四節	深夜商業施設等の防犯性の向上（第十八条・第十九条）
第四章	学校等における児童等の安全の確保等（第二十条—第二十四条）
第五章	自動車の盗難による被害の防止等（第二十五条—第二十八条）
第六章	犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化等（第二十九条—第三十二条）
第七章	犯罪の被害者等に対する支援（第三十三条—第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止等について、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、県民、事業者、市町村等が地域社会の連帯の強化を図りながら、一体となって安全なまちづくりを推進し、並びに犯罪による被害を防止するために必要な規制等を行い、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（県の責務）

第二条 県は、安全なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、安全なまちづくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が安全なまちづくりに関する施策を実施する場合には、必要な協力及び支援を行うよう努めるものとする。

（県民の責務）

第三条 県民は、日常生活における安全の確保に自ら努めるとともに、県が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、安全なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 推進体制及び活動の支援等

（推進体制の整備）

第五条 県は、県民、事業者及びボランティア（以下「県民等」という。）並びに市町村と協働して、安全なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、県民等及び市町村と協働して、安全なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

（安全なまちづくりに推進指導員の委嘱等）

第六条 公安委員会は、社会的信望があり、かつ、ボランティアとして熱意を持って安全なまちづくりを推進するための活動に取り組んでいる者のうちから、安全なまちづくり推進指導員（以下「推進指導員」という。）を委嘱することができる。

2 推進指導員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 地域における犯罪の防止のための活動
 - 二 少年（二十歳未満の者をいう。以下同じ。）の健全な育成に資する活動
 - 三 その他安全で住みよい地域社会を実現するための活動
- 3 推進指導員に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

（県民等に対する支援）

第七条 県は、県民等が行う安全なまちづくりのための自主的な活動を促進するため必要があると認めるときは、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、県民等が行う安全なまちづくりのための自主的な活動を促進するため必要があると認めるときは、助言その他の支援を行うものとする。

（情報の提供）

第八条 県は、安全なまちづくりの推進のために必要な情報の提供を行うものとする。

2 警察署長は、その管轄区域における安全なまちづくりの推進のため、当該区域における犯罪の発生状況等の必要な情報の提供を行うものとする。

第三章 犯罪の防止に配慮したまちづくり

第一節 住宅の防犯性の向上

（犯罪の防止に配慮した住宅の普及）

第九条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

（指針の策定等）

第十条 知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（以下「住宅に関する防犯上の指針」という。）を定めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、住宅に関する防犯上の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（共同住宅の建築主に対する情報の提供等）

第十一条 知事及び公安委員会は、共同住宅について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定により県の建築主事の確認を受けようとする建築主に対し、当該共同住宅を犯罪の防止に配慮した設備を有するものとするために必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

（建築業者等の努力義務）

第十二条 住宅の建築を業とする者又は共同住宅を所有し、若しくは管理する者は、住宅に関する防犯上の指針に従い、当該建築する住宅又は共同住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築主、所有者等に対する情報の提供等)

第十三条 県は、住宅を建築しようとする者、住宅を所有し、又は管理する者、住宅に居住する者等に対し、住宅の防犯性の向上のために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二節 道路、公園、自動車駐車場等の防犯性の向上

(犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場等の普及)

第十四条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の普及に努めるものとする。

(指針の策定等)

第十五条 知事及び公安委員会は、共同して、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針(以下「道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針」という。)を定めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(自動車駐車場及び自転車駐車場の設置者等の努力義務)

第十六条 自動車駐車場又は自転車駐車場を設置し、又は管理する者は、道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針に従い、当該自動車駐車場又は自転車駐車場を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三節 犯罪の防止に配慮した都市計画

(犯罪の防止に配慮した都市計画)

第十七条 知事は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に規定する都市計画を定め、又は変更する場合において、当該計画の決定又は変更が道路、公園又は共同住宅の構造等その他犯罪の防止を図る上で重要な事項に関するものであるときは、あらかじめ警察本部長に犯罪の防止に関し意見を求めるものとする。

2 前項の規定により意見を求められた警察本部長は、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

3 県は、市町村が都市計画法に規定する都市計画を定め、又は変更する場合において、当該計画の決定又は変更が道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場又は共同住宅の構造等その他犯罪の防止を図る上で重要な事項に関するものであるときは、当該市町村の長に対し、犯罪の防止に関する情報の提供を行うものとする。

第四節 深夜商業施設等の防犯性の向上

(深夜商業施設等の事業者の努力義務)

第十八条 深夜(午後十時から翌日の午前六時までの間をいう。)において営業する商業施設で公安委員会規則で定めるもの(以下「深夜商業施設」という。)において事業を営む者は、当該深夜商業施設を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗(以下「大規模小売店舗」という。)において事業を営む者は、当該大規模小売店舗を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 銀行、信用金庫、信用組合、株式会社商工組合中央金庫、労働金庫、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合及び漁業協同組合並びに貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者(以下「銀行等」という。)は、当該営業の用に供する店舗等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

一部改正〔平成一九年条例四八号・二〇年四〇号〕

(事業者、管理者等に対する情報の提供等)

第十九条 県は、深夜商業施設、大規模小売店舗又は銀行等の店舗等(以下「深夜商業施設等」という。)を設置しようとする者及び深夜商業施設等において事業を営む者又は深夜商業施設等を管理する者に対し、当該深夜商業施設等の防犯性の向上を促進するために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 学校等における児童等の安全の確保等

(学校等における児童等の安全の確保)

第二十条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)、同法第二百二十四条に規定する専修学校の高等課程及び同法第三十四条第一項に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒、幼児等に対して学校教育に類する教育を行うものをいう。)及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者(以下「学校等の設置者等」という。)は、次条に規定する学校等における児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)の安全の確保のための指針に従い、当該学校等の施設内において、児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

一部改正〔平成一八年条例二〇号・一九年五九号〕

(指針の策定等)

第二十一条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校等における児童等の安全の確保のための指針を定めるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、前項に規定する指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(学校等における安全対策の推進)

第二十二条 学校等の設置者等は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う県民等の参加を求めて、当該学校等における安全対策を推進するための体制を整備し、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通学路等における児童等の安全の確保)

第二十三条 警察署長は、その管轄区域内において、児童等が通学、通園等の用に供している道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)の管理者、地域住民、児童等の保護者並びに学校等の設置者等と連携して、当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県民は、通学路等において、児童等が危害を受け、又は危害を受けるおそれがあると認めるときは、警察官への通報、避難誘導その他必要な措置をとるよう努めるものとする。

(安全教育の充実)

第二十四条 学校等の設置者等及び当該学校等の所在地を管轄する警察署長は、児童等が犯罪の被害にあわないようにするための教育を充実するよう努めるものとする。

第五章 自動車の盗難による被害の防止等

(犯罪の防止に配慮した自動車の普及等)

第二十五条 自動車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)の製造又は販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車並びに盗難を防止するための装置の普及に努めるものとする。

(自動車登録番号標等の確認義務)

第二十六条 普通自動車(道路交通法第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。)を譲り受け、又は借り受けようとする者は、当該普通自動車を譲り受け、又は借り受けるに際し、当該普通自動車の自動車登録番号標又は車両番号標(以下「自動車登録番号標等」という。)が偽造され、又は変造されたものでないことの確認及び当該自動車登録番号標等に記載された自動車登録番号又は車両番号が自動車検査証に記載されたそれらの番号と一致することの確認(以下「自動車

登録番号標等の偽造の有無等の確認」という。)を行わなければならない。ただし、普通自動車の販売を業とする者から普通自動車を譲り受け、又は借り受ける場合その他公安委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 普通自動車を運転しようとする者は、運転するに際し、当該普通自動車の自動車登録番号標等の偽造の有無等の確認を行わなければならない。ただし、普通自動車の販売を業とする者から普通自動車を譲り受け、又は借り受けた者が当該普通自動車を運転する場合その他公安委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(犯罪の防止に配慮した自転車等の普及等)

第二十七条 自転車(道路交通法第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。以下同じ。)の製造又は販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した錠前等の構造等を有する自転車及び自転車を利用している者がひったくり等の犯罪の被害にあうことを防止するための用具の普及に努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した自動販売機の普及等)

第二十八条 自動販売機の製造又は販売を業とする者は、警報装置、補助錠等、犯罪の防止に配慮した装備を有する自動販売機の普及に努めるものとする。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、前項に規定する犯罪の防止に配慮した装備を有する自動販売機を設置又は警報装置、補助錠等の装備その他犯罪を防止するための措置を講ずよう努めるものとする。

第六章 犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化等

(犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化)

第二十九条 県は、県民等及び市町村と協働して、安全なまちづくりを推進するため、違法な広告物及びビラがはん濫し、公共施設等の落書き及び違法な駐車車両が放置される等の犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化の推進に努めるものとする。

(推進地区)

第三十条 公安委員会は、安全なまちづくりを推進するため、犯罪が多発し、かつ、風俗環境の悪化により、少年の健全な育成が阻害されるおそれがある地区であって、犯罪の防止及び環境の浄化を図ることが特に必要であると認められる地区を犯罪抑止・環境浄化推進地区(以下「推進地区」という。)として指定することができる。

2 公安委員会は、推進地区を指定しようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより公聴会を開催し、当該地区の住民の意見を聴かなければならない。

3 推進地区の指定は、公安委員会規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

4 前二項の規定は、推進地区の指定を変更し、又は解除する場合に準用する。

(推進地区における公安委員会の責務)

第三十一条 公安委員会は、推進地区において、県民等及び市町村との協働により犯罪の防止及び環境の浄化を図るための施策を集中的に実施するよう努めるものとする。

(推進地区内の事業者の責務等)

第三十二条 事業者は、推進地区内において次の事項を実施するよう努めなければならない。

一 広告用の看板、ビラ等の広告物、商品その他の物品の放置の防止措置

二 従業者に対する違法駐車等の防止に関する指導及び教育、事業用車両等の駐車場所の確保その他の違法駐車等の防止措置

2 推進地区内において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する風俗営業、同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第十一項第三号に規定する酒類提供飲食店営業及びエステ営業(他から見通すことが困難な個室又は客席を設けて、当該個室又は客席において、専ら異性の客の身体に接触する役務を提供する営業をいい、あん摩・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第一条に規定する免許を受けて営むものを除く。)(以下「風俗営業等」という。)を営む者は、従業者を雇用する場合においては、身分証明書、旅券等により、当該雇用しようとする者の就労資格の有無を確認するよう努めなければならない。

3 公安委員会は、前二項の規定に従わない者に対し、その是正のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 推進地区内において風俗営業等を営む者に自己の所有する不動産を賃貸する者は、当該不動産が違法な風俗営業等に使用されることのないよう適正な管理に努めなければならない。

5 公安委員会は、推進地区内において、風俗営業等を営む者に自己の所有する不動産を使用させている者に対し、当該不動産が違法な風俗営業等の営業所又は事務所として使用されているときは、当該不動産を使用させないよう勧告することができる。

6 公安委員会は、第三項又は前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由がなく、その勧告に従わないときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

7 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者又は不動産を所有する者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第七章 犯罪の被害者等に対する支援

(被害者支援の推進体制)

第三十三条 県は、犯罪により被害を受けた者又はその遺族(以下「被害者等」という。)の支援に携わる事業者、ボランティア及び学識経験者並びに被害者等の支援に関係する機関と協働して、被害者等の支援に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(被害者等に対する支援)

第三十四条 県は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和三十五年法律第三十六号)第二十二条第三項に規定する犯罪被害者等早期援助団体等と協働して、被害者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

一部改正〔平成二〇年条例四〇号〕

(被害者等に対する協力)

第三十五条 県民等は、地域社会の連帯には、被害者等の平穏な生活の回復が必要であることについて理解を深め、前条の規定に基づき県が実施する支援に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第十条、第十二条、第十五条、第十六条、第二十条、第二十一条、第二十六条及び第三十条から第三十二条までの規定は、同年七月一日から施行する。

附 則(平成十八年三月二十八日条例第二十号)

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則(平成十九年七月六日条例第四十八号)

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の施行の日から施行する。

附 則(平成十九年十二月二十一日条例第五十九号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成十九年十二月規則第六十五号で、同十九年十二月二十六日から施行)

附 則(平成二十年七月八日条例第四十号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十八条第三項の改正規定は、平成二十年十月一日から施行する。

○京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例

平成 16 年 12 月 24 日京都府条例第 42 号

犯罪のない安心・安全な社会の実現は、私たちが未来に向かって前進していくための基盤であり、京都府民すべての願いである。

しかし、今日、利益の追求に走り秩序を逸脱した経済活動や有害な情報の氾はん、都市化の進展等を背景として、また、家庭や地域における人と人との絆きずなが弱まる中で、残念ながら私たちの願いに反して犯罪の低年齢化や凶悪化が進むなど、府民生活の安心・安全が脅かされ、京都の輝かしい未来を築く上で憂慮すべき事態となっている。

すべての府民が安心して安全に暮らせるまちづくりのため、府民生活の安定を図る行政施策とともに、地域住民の安全確保に向けた警察活動の強化が求められる。また、同時に、私たち府民も、健全な家庭や地域を再生し、一体となって犯罪の防止に取り組んでいかなければならない。

ここに、私たちは、互いの基本的人権を尊重しつつ一人ひとりが安心・安全なまちづくりのために不断の努力を行うことを決意して、この条例を制定する。

第 1 章総則

(目的)

第 1 条この条例は、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすすべての犯罪の防止に関し、府の責務並びに府民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進及び犯罪により被害を受けた者、その遺族等(以下「犯罪被害者等」という。)に対する支援を行うために必要な事項を定めることにより、府民が安心して安全に暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条この条例において「犯罪のない安心・安全なまちづくり」とは、地域社会における府民、事業者及びボランティア団体(以下「府民等」という。)による犯罪の防止のための自主的な活動の推進並びに犯罪の防止に配慮した環境の整備を、個人のプライバシーの保護をはじめ基本的人権に最大限の配慮をしつつ、府、市町村及び府民等の連携及び協力の下に行うことをいう。

(府の責務)

第 3 条府は、市町村及び府民等と連携及び協力をして、犯罪のない安心・安全なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援に関する計画を策定し、総合的な施策を実施する責務を有するものとする。

2 府は、前項の計画の策定及び施策の実施に当たっては、国、市町村、関係団体等との連絡調整を緊密に行うものとする。

3 府は、犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する市町村の施策の実施及び府民等の自主的な活動を促進するため、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(府民及び事業者の役割)

第 4 条府民及び事業者は、自ら安全の確保に積極的に努めるとともに、犯罪のない安心・安全なまちづくりについての理解を深め、その推進に努めるものとする。

2 府民及び事業者は、犯罪を誘発し、又は助長するおそれのある行為を行わないよう努めるものとする。

1

3 府民及び事業者は、犯罪により他の者が危害を受け、又は受けるおそれが明らかであると認められる場合等には、警察官への通報等、状況に応じた適切な措置を講じることにより、犯罪被害を防止し、又は最小限とするよう努めるものとする。

4 府民及び事業者は、様々な機会を通じて、地域社会の一員として、府が実施する犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第 2 章活動の推進

(推進体制の整備等)

第 5 条府は、市町村及び府民等と協働して、犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する総合的な施策を推進するための体制を整備するとともに、次に掲げる事項に関する業務等を行うものとする。

(1) 犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する施策の策定及び実施に必要な調査研究

(2) 犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進するための府民等からの意見聴取

(3) 犯罪の防止に係る相談

(4) 犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する市町村の施策の実施及び府民等の自主的な活動に対する支援

(府民運動の推進)

第 6 条府は、犯罪のない安心・安全なまちづくりのための取組が府民運動として展開されるよう、市町村及び府民等と協働して、地域社会における犯罪防止活動の推進に努めるものとする。

2 府は、前項の府民運動が円滑に推進されるよう、関係団体等に対し、情報提供など必要な支援を行うものとする。

3 警察本部長は、府民等が適切かつ効果的に犯罪の防止のための自主的な活動を推進できるよう、警察署の管轄区域ごとに犯罪に関する情報の提供を行うものとする。

(広報及び啓発)

第 7 条府は、犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する府民及び事業者の関心及び理解を深めるとともに、積極的な取組が促進されるよう適切な広報及び啓発を行うものとする。

2 府は、市町村、関係団体等が行う安心・安全なまちづくりについての広報及び啓発に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 8 条府は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(府民防犯の日)

第 9 条府民の防犯意識の向上と府民参加の取組による犯罪を発生させない環境づくりを推進するため、毎年 7 月 10 日を府民防犯の日とする。

2 府は、市町村及び府民等と連携及び協力をして、府民防犯の日から 10 日間において、犯罪のない安心・安全なまちづくりの機運を醸成するための活動を集中的に実施するものとする。

(顕彰)

第 10 条府は、犯罪のない安心・安全なまちづくりに顕著な功績のあったものの顕彰を行うことができるものとする。

一 2 一

第 3 章安全の確保

(子ども等の安全の確保)

第 11 条府は、犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する施策の実施に際しては、子ども、高齢者、障害者その他犯罪の被害を受けるおそれが高い者の安全の確保に特別の配慮をするよう努めるものとする。

(情報提供、啓発及び教育)

第 12 条府は、府民等に対し、自ら安全の確保を図るための必要な情報の提供及び啓発に努めるものとする。

2 府は、学校、家庭及び地域社会と連携して、子どもが正しい規範意識を持ち、社会の一員として健全な生活を営む上で必要な教育や社会参画活動等の推進に努めるものとする。

(通学路等における安全の確保)

第 13 条子どもの通学、通園等の用に供されている道路、子どもが日常的に利用している公園、広場等及び学校その他子

どもの教育、学習、保育等の用に供される施設(以下「通学路等」という。)の管理者、子どもの保護者、地域住民並びに通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して通学路等における子どもの安全を確保するための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(平 17 条例 54・一部改正)

(施設等における防犯性の向上)

第 14 条道路、公園、駐車場等の日常生活に関連する施設等を設置し、又は管理する者は、その施設等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第 4 章犯罪被害者等に対する支援

(犯罪被害者等に対する支援)

第 15 条府は、犯罪被害者等が平穏な生活を確保することができるよう、犯罪被害者等に対する必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 府は、前項の支援を効果的に推進するため、国及び市町村と緊密な連携を図るものとする。

(推進体制の整備等)

第 16 条府は、府民等と連携及び協力をして、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 府は、犯罪被害者等への支援を適正に行う団体に対し、その団体の活動を促進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第 17 条府は、犯罪被害者等の支援に関し、府民の理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 17 年条例第 54 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○地域安全まちづくり条例（兵庫県）

（平成 18 年兵庫県条例第 3 号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 6 条）

第 2 章 地域安全まちづくり活動（第 7 条―第 10 条）

第 3 章 地域安全まちづくり活動への支援（第 11 条―第 16 条）

第 4 章 雑則（第 17 条）

附則

安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現は、すべての県民の願いであり、私たちの生活は、安全で安心な地域社会という基盤の上に営まなければならない。

しかしながら、近年、様々な社会情勢の変化を背景として、街頭、住居等の県民生活に身近なところで発生する犯罪が多発しており、こうした状況を踏まえ、これまで行われてきた防犯協会等のボランティア団体による取組に加え、地域の安全は住民自らの力で確保しようとする県民の主体的な意思に基づく取組が各地で展開されつつある。

兵庫県では、これまでも様々な県民運動を提唱し、県民による多様な地域づくり活動を支援してきたほか、安全で安心な都市基盤の整備に努めるなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

また、阪神・淡路大震災においては、県民一人ひとり、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等が相互に助け合い、連携する豊かな地域社会こそが、安全で安心な県民生活を支えていることを改めて認識した。

これらの貴重な経験や活動を踏まえ、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、人と人、人と地域のきずなを一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしの実現に向けた活動に取り組んでいく必要がある。

ここに、私たちは、地域社会を構成する様々な主体の相互の連携による活動を通じて安全で安心な兵庫を実現するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（基本理念）

第 1 条 県民が自らの生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成（以下「地域安全まちづくり」という。）は、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他の団体及び事業者（以下「県民等」という。）が、地域社会において相互に連携し、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）に取り組むことにより、推進されなければならない。

（県民の役割）

第 2 条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、一人ひとりが日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、子どもが他者への思いやりの心をはぐくみ、社会の一員としての規範意識を持って生活を営むことができるよう、子どもに対し、自ら模範となる行動を示すとともに、家庭、地域社会及び学校、児童福祉施設その他子どもの教育等を行う施設（以下「学校等」という。）において、その健全育成に努めるものとする。

3 県民は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（地縁団体等の役割）

第 3 条 地縁団体、ボランティア団体その他の団体（以下「地縁団体等」という。）は、基本理念にのっとり、地域社会の安全を確保する観点から、地域安全まちづくり活動を企画し、県民及び事業者の参画を得て、推進するよう努めるものとする。

2 地縁団体等は、基本理念にのっとり、必要に応じて、地域安全まちづくり活動に取り組む県民及び事業者に対する助言等を行うよう努めるものとする。

3 地縁団体等は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第 4 条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、自ら及び県民等の安全が確保されるよう努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域社会に貢献する観点から、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県の責務）

第 5 条 県は、基本理念にのっとり、地域安全まちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域安全まちづくりに関する市町の施策を尊重するとともに、市町に対する情報の提供、技術的助言その他の支援に努めるものとする。

3 県は、地域安全まちづくりが県民の自発的かつ自律的な意思に基づき行われるべきものであることにかんがみ、これが地域の多様性及び県民の多様な価値観を尊重して推進されるよう配慮するものとする。

（県民等、県及び市町の相互の連携）

第 6 条 県民等及び県は、地域安全まちづくりの推進に当たっては、第 2 条から前条までに規定するそれぞれの役割又は責務を踏まえ、相互に連携するよう努めるものとする。

2 県及び市町は、地域安全まちづくりに関する施策の実施に当たっては、相互に連携し、当該施策が効果的に実施されるよう努めるものとする。

3 県民等、県及び市町は、相互に連携して、地域安全まちづくりの総合的な推進を図るための体制を整備するものとする。

第 2 章 地域安全まちづくり活動

（地域安全まちづくり活動）

第 7 条 県民は、相互に連携し、地域の実情に応じて、防犯に関する知識及び技術の習得、建物、車両等の適正な管理、

地域内の巡回その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 地縁団体等は、次に掲げる活動その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

(1) 県民相互又は県民と事業者との連携による取組を促進するための地域安全まちづくり活動に関する企画及び地域安全まちづくり活動への参画の促進

(2) 講習会の開催等による県民及び事業者に対する防犯意識の啓発、防犯に関する情報の提供並びに知識及び技術の普及

(3) 事業者は、従業者に対する防犯に関する知識及び技術の普及等の教育、建物、車両等の適正な管理その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

(子ども、高齢者等の安全確保)

第8条 子ども、子どもの保護者、地縁団体等及び学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校の設置者等」という。）は、次に掲げる活動に取り組むよう努めなければならない。

(1) 学校等及び通学又は通園の用に供される道路並びに子どもが利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）における巡回活動その他の子どもの安全を確保するための活動

(2) 子どもが自身の安全を確保することができるようにするための教育

(3) 子どもの他者への思いやりと規範意識をはぐくむ教育

2 学校の設置者等及び通学路等を設置し、又は管理する者は、その施設における防犯のための設備の設置その他の子どもの安全を確保するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地縁団体等は、高齢者、障害者、女性その他の犯罪による被害の防止のために配慮を要すると認められる者（以下「高齢者等」という。）の安全を確保するため、高齢者等及びその関係者に対し、防犯に関する知識及び技術の普及並びに意識の醸成に努めなければならない。

(防犯に配慮した施設の管理等の取組)

第9条 住宅、店舗その他の施設（以下「住宅等」という。）を所有し、又は管理する者は、当該住宅等の構造、設備、管理の方法等を当該住宅等及びその周辺における犯罪の防止に配慮したものとするよう努めなければならない。

2 空地を所有し、又は管理する者は、当該空地を犯罪の防止に配慮して適切に管理するよう努めなければならない。

3 事業者は、事業所ごとに、防犯のための設備の維持及び管理、従業者に対する防犯に関する指導その他事業所における犯罪を防止するための活動を行う者として、防犯責任者を置くよう努めなければならない。

4 深夜（午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において物品販売業その他の営業を営む者は、当該営業に係る店舗（以下「深夜営業店舗」という。）への防犯のための設備の設置、深夜における従業者の勤務体制の整備その他の措置を講ずることにより、深夜営業店舗及びその周辺における犯罪の防止に配慮するよう努めなければならない。

5 飲食店、小売店舗その他の店舗の集積する区域（以下「繁華街」という。）において、店舗、駐車場その他の施設を所有し、若しくは管理する者又は事業を行う者は、地縁団体等、県及び市町と協働して、当該繁華街において、違法な広告物の掲示、建物等に対する落書き、違法な駐車等の犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化の推進に努めなければならない。

(防犯に配慮した基盤の整備)

第10条 住宅又は住宅団地を整備しようとする者は、当該住宅又は住宅団地を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めなければならない。

2 道路、公園、駐車場その他の施設（以下「道路等」という。）を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めなければならない。

3 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の製造又は販売を業とする者は、当該自動車等の盗難その他の犯罪を防止するための制度、装置その他の措置の普及に努めなければならない。

第3章 地域安全まちづくり活動への支援

(地域安全まちづくり活動への支援)

第11条 県は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 地域安全まちづくり活動に必要な情報を提供し、及び地域安全まちづくり活動に関する相談に応ずること。

(2) 地域安全まちづくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。

(3) 地域安全まちづくり活動に必要な技術的助言を行うこと。

(4) 地域安全まちづくり活動を支える人材の確保及び資金の調達を支援すること。

(5) 地域安全まちづくり活動に関して著しい功績があった者を表彰すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、地域安全まちづくり活動を支援するために必要な施策

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、前項の施策を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図るものとする。

(推進計画の策定)

第12条 知事は、前条第1項に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条

第1項に規定する地域安全まちづくり審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(指針の策定)

第13条 知事は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる指針を策定するものとする。

(1) 第8条第1項第1号及び第2項に規定する子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針

(2) 第9条第1項及び第10条第1項に規定する犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造、設備等に関する指針

(3) 第9条第4項に規定する犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針

(4) 第10条第2項に規定する犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の指針について準用する。

(地域安全まちづくり推進員の設置)

第14条 知事は、地域安全まちづくり活動に取り組む県民の中から、地域安全まちづくり推進員（以下「推進員」という。）を委嘱するものとする。

2 推進員は、県民等による地域安全まちづくり活動の推進を図るため、率先して地域安全まちづくり活動に取り組むほか、県民等、県及び関係機関の連携及び協働に関する調整を行うものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第15条 県は、国及び犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）による被害を受けた者等

(以下「犯罪被害者等」という。)を支援する活動を行う機関又は団体と協働して、情報の提供、相談の実施その他の犯罪被害者等に対する支援に努めるものとする。

(その他の地域安全まちづくり施策)

第16条 第11条から前条までに定めるもののほか、県は、地域安全まちづくりに関する県民の意識の啓発、防犯に配慮した公共施設の整備その他の地域安全まちづくり施策を実施するものとする。

第4章 雑則

(補則)

第17条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事、教育委員会及び公安委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

2 (省略)

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 (省略)

○和歌山県安全・安心まちづくり条例

平成 18 年 3 月 24 日

条例第 26 号

和歌山県安全・安心まちづくり条例をここに公布する。

和歌山県安全・安心まちづくり条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 広報啓発、安全教育等及び自主防犯活動の支援(第 9 条—第 13 条)

第 3 章 安全・安心まちづくりのための環境整備(第 14 条—第 27 条)

第 4 章 犯罪被害者等に対する支援(第 28 条)

第 5 章 雑則(第 29 条・第 30 条)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、家庭及び地域における人と人との絆を大切に、お互いが支え合い、及び助け合うとともに、安全で安心な暮らしに配慮した環境の整備を行うまちづくり(以下「安全・安心まちづくり」という。)に関して基本理念を定め、県、県民、地域活動団体(自治会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。以下同じ。)及び事業者の役割を明らかにするとともに、必要な施策の基本的事項を定めることにより、安全・安心まちづくりを推進し、もって県民、観光旅行者等が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 安全・安心まちづくりは、地域住民による自主自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成が必要であるという基本的認識の下に、自主的な判断に基づき推進されなければならない。

2 安全・安心まちづくりは、県民、地域活動団体及び事業者(以下「県民等」という。)による自主的な防犯活動(以下「自主防犯活動」という。)を基本とし、安全で安心な地域社会の形成に配慮した環境の整備が実施されるよう推進されなければならない。

3 安全・安心まちづくりは、県及び県民等がそれぞれの役割を適切に分担し、並びに連携し、及び協力するとともに、互いにその権利利益を尊重しつつ推進されなければならない。

(県の役割)

第 3 条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、安全・安心まちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、県民等と相互に連携を図るものとする。

3 県は、第 1 項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村と連携し、及び調整を行うものとする。

(県民の役割)

第 4 条 県民は、基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりの必要性及び方策についての理解を深め、並びに安全で安心な地域社会の形成のため、自主防犯活動を推進するよう積極的に努めるものとする。

2 県民は、安全・安心まちづくりのために県及び市町村が実施する施策に協力し、並びに安全・安心まちづくりのために地域活動団体及び事業者が実施する取組と連携するよう努めるものとする。

(地域活動団体の役割)

第 5 条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりの必要性及び方策についての理解を深め、並びに自主防犯活動を主体的に企画し、及び推進するよう積極的に努めるものとする。

2 地域活動団体は、安全・安心まちづくりのために県及び市町村が実施する施策に呼応するとともに、県民及び事業者が実施する取組に参画するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりの必要性及び方策についての理解を深め、並びに犯罪の防止に配慮した事業所、店舗等の整備その他の事業活動に関する自主防犯活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、安全・安心まちづくりのために県及び市町村が実施する施策並びに県民及び地域活動団体が行う自主防犯活動に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 7 条 県は、安全・安心まちづくりを推進するため、県、市町村及び県民等が相互の協力の下に、安全・安心まちづくりに関する情報を交換し、及び防犯活動に関する方策の研究を連携して行うことができる体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第 8 条 県は、安全・安心まちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 2 章 広報啓発、安全教育等及び自主防犯活動の支援

(広報啓発等)

第 9 条 県は、安全・安心まちづくりに関する県民の関心を高め、及び理解を深めるため、広報啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(児童生徒等に対する安全教育の充実)

第 10 条 県は、家庭、学校等(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)、同法第 124 条に規定する専修学校の高等課程、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒及び幼児(以下「児童生徒等」という。))に対して学校教育に類する教育を行うもの並びに児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。)及び地域活動団体と連携して、児童生徒等が犯罪による被害を受けないようにするための教育(以下「安全教育」という。)を充実するよう努めるものとする。

2 県は、安全教育を行うに当たっては、その実施の方法を工夫すること等により児童生徒等の理解が深まるよう努めるものとする。

(平 19 条例 19・平 19 条例 79・一部改正)

(青少年等に対する遵法意識のかん養)

第 11 条 県は、青少年等に対し、社会の一員としての意識及び法規範の遵守に関する意識をかん養するための施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、児童生徒等及び障害者等に対する見守り等)

第12条 県は、高齢者、児童生徒等、障害者その他特に防犯上の配慮を要する者に対して、県民等による地域ぐるみの見守りをはじめとする犯罪による被害を受けないようにするための取組が行われる環境の整備及びその広報啓発に努めるものとする。

(自主防犯活動に対する支援)

第13条 県は、安全・安心まちづくりを推進するため、自主防犯活動に対し、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第3章 安全・安心まちづくりのための環境整備

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及等)

第14条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

(建築主等の努力義務等)

第15条 住宅の建築(新築、改築又は増築をいう。)をしようとする者(以下「建築主」という。)及び住宅を所有し、又は管理する者は、前条に規定する指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、建築主及び住宅を所有し、又は管理する者に対し、住宅の防犯性の向上のために必要な情報の提供、技術的な助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(共同住宅の建築主に対する情報提供等)

第16条 県は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。)第6条第1項の規定により県の建築主事の確認を受けようとする共同住宅の建築主に対し、当該共同住宅が犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために情報の提供、技術的な助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村に対し、前項の措置に準じて、共同住宅の建築主への情報の提供、技術的な助言その他必要な措置を講ずるよう協力を求めるものとする。

3 県は、法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関に対し、第1項の措置に準じて、共同住宅の建築主への情報の提供、技術的な助言その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

4 警察署長は、管轄区域内の共同住宅の防犯性の向上を図るため、共同住宅の建築主に対して必要な助言を行うことができる。

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及等)

第17条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、公衆便所、駐車場及び駐輪場(以下「道路等」という。)の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

(道路等の設置者等の努力義務等)

第18条 道路等を設置し、又は管理する者は、前条第2項に規定する指針に基づき、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、道路等を設置し、又は管理する者に対し、道路等の防犯性の向上のために必要な情報の提供、技術的な助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(空地又は空家における犯罪の防止)

第19条 空地又は空家を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家について、柵の設置、草刈り、出入り口の施錠等犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した店舗等の整備)

第20条 深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)において営業する商業施設で規則で定めるもの(以下「深夜商業施設」という。)又は遊技場施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号及び第8号に規定する営業を行う施設をいう。)において事業を営む者は、当該深夜商業施設又は遊技場施設を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗(以下「大規模小売店舗」という。)において事業を営む者は、当該大規模小売店舗を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 銀行その他の金融機関で規則で定めるもの(以下「銀行等」という。)において事業を営む者は、当該銀行等の店舗等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 県は、深夜商業施設、遊技場施設、大規模小売店舗又は銀行等の店舗等(以下「深夜商業施設等」という。)を設置し、若しくは管理する者又は深夜商業施設等において事業を営む者に対し、当該深夜商業施設等の防犯性の向上を促進するために必要な情報の提供、技術的な助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(繁華街における犯罪の防止)

第21条 飲食店、小売店舗その他の店舗の集積する区域(以下「繁華街」という。)において施設を所有し、又は管理する者及び事業を行う者並びにこれらの者により組織される地域活動団体は、相互に協力して、当該繁華街における犯罪の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(観光旅行者の安全の確保)

第22条 旅行関係施設等(観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)第12条に規定する旅行関連施設及び同法第14条に規定する観光の基盤となる交通施設をいう。以下同じ。)を設置し、又は管理する者は、当該旅行関係施設等における観光旅行者の安全を確保するよう努めるものとする。

2 県は、旅行関係施設等を設置し、又は管理する者に対し、自然歩道及び参詣道等への来訪者をはじめとする観光旅行者の安全対策の実施について必要な情報の提供、技術的な助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県民は、観光旅行者が安心して滞在することができるよう配慮に努めるものとする。

(平19条例59・一部改正)

(学校等における児童生徒等の安全の確保)

第23条 学校等を設置し、又は管理する者(以下「学校等の設置者等」という。)は、当該学校等において、侵入者による児童生徒等に対する犯罪を防止するよう努めなければならない。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校等における児童生徒等の安全の確保のための指針を定めるもの

とする。

3 学校等の設置者等は、前項に規定する指針に基づき、児童生徒等の安全を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 地域住民は、学校等の設置者等と相互に連携して児童生徒等の安全の確保に努めるものとする。

(通学路等における児童生徒等の安全の確保)

第24条 通学路等(児童生徒等が通学、通園等の用に供している道路及び日常的に利用している公園、広場等をいう。以下同じ。)を管理する者、学校等の設置者等、児童生徒等の保護者、地域活動団体及び当該通学路等の地域を管轄する警察署長は、連携して通学路等における児童生徒等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県民は、通学路等において、児童生徒等が危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、警察官への通報、避難誘導その他適切な措置をとるよう努めるものとする。

3 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、通学路等における児童生徒等の安全の確保のための指針を定めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した自動車等の普及等)

第25条 自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)の販売又は修理を業とする者(以下「自動車等販売修理業者」という。)は、犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車等並びに犯罪を防止するための装置(以下「犯罪防止自動車等」という。)の普及に努めるものとする。

2 自転車(道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。)の販売又は修理を業とする者(以下「自転車販売修理業者」という。)は、犯罪の防止に配慮した構造を有する自転車及びひったくり等の犯罪による被害を防止するための用具(以下「犯罪防止自転車等」という。)の普及に努めるものとする。

3 県は、犯罪防止自動車等及び犯罪防止自転車等の普及のため、自動車等販売修理業者及び自転車販売修理業者に対し、防犯に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪の防止に配慮した自動販売機の普及等)

第26条 自動販売機を設置し、又は管理する者は、犯罪の防止に配慮した構造を有する自動販売機及び犯罪を防止するための装置の設置に努めるものとする。

2 県は、犯罪の防止に配慮した構造を有する自動販売機及び犯罪を防止するための装置の普及のため、自動販売機の販売を業とする者及び自動販売機を設置し、又は管理する者に対し、防犯に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(安全で安心な情報通信技術の利用推進)

第27条 県は、安全で安心な情報通信技術の利用を推進するために必要な広報啓発に努めるものとする。

2 情報通信技術を利用する事業者は、自ら安全で安心な情報通信技術の利用の環境を保持するよう努めるとともに、安全で安心な情報通信技術の利用の推進に努めるものとする。

3 県は、情報通信技術を利用する事業者が共同して行う安全で安心な情報通信技術の利用を推進するための活動の支援に努めるとともに、必要に応じて情報通信技術を利用する事業者と共同して、情報通信技術の安全で安心な利用についての情報の提供に努めるものとする。

第4章 犯罪被害者等に対する支援

第28条 県は、犯罪により被害を受けた者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の名誉又は平穏な生活を確保するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、前項の支援を行うに当たっては、国、市町村その他の関係機関及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者と連携を図りながら協力して行うものとする。

3 県民は、良好な地域社会の形成には、犯罪被害者等の名誉又は平穏な生活への配慮が重要であることについての理解を深め、及び第1項の規定に基づき県が行う支援に協力するよう努めるものとする。

第5章 雑則

(指針の策定手続)

第29条 知事、教育委員会又は公安委員会は、第14条第2項、第17条第2項、第23条第2項及び第24条第3項の規定により指針を定め、又は当該指針を変更しようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるための適切な措置を講ずるとともに、当該指針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月14日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年7月5日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年10月1日条例第79号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成19年12月26日)

○鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例

目次

- 第1章総則(第1条―第9条)
- 第2章自主防犯活動等(第10条―第14条)
- 第3章防犯環境整備(第15条―第21条)
- 第4章優良防犯施設の認定(第22条)
- 第5章犯罪被害者等の支援(第23条)
- 第6章鳥取県犯罪のないまちづくり協議会(第24条―第29条)
- 第7章雑則(第30条)

附則

第1章総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のないまちづくりの推進について、基本理念を定め、県、市町村、県民防犯団体等及び事業者の責務を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めること等により、防犯施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪のないまちづくり 犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現していくことをいう。
- (2) 防犯団体等 自主防犯活動を行うことを目的として設立された団体、自主防犯活動を行う地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他犯罪のないまちづくりの推進に資する活動を行う団体をいう。
- (3) 防犯施策 犯罪のないまちづくりを推進するために、県又は市町村が実施する施策をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (5) 自主防犯活動 犯罪のないまちづくりを推進するために、県民、防犯団体等又は事業者(以下「県民等」という。)が行う自主的な活動をいう。
- (6) 防犯環境整備 犯罪のないまちづくりを推進するために、県、市町村及び県民等が行う生活環境の整備に係る取組をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のないまちづくりは、日常生活において自らの安全(犯罪に対するものとする。以下同じ。)は自らが守るという意識の下に行われる、県民一人一人の自主的な取組を基本として推進されなければならない。

2 犯罪のないまちづくりは、県民等が互いの自主性を尊重しつつ、協力して取り組むことにより推進されなければならない。

3 犯罪のないまちづくりは、県、市町村及び県民等の適切な役割分担及び協働の下で推進されなければならない。

4 犯罪のないまちづくりは、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られるよう推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、広域的な見地から総合的な防犯施策を策定し、市町村及び県民等と協働してこれを実施しなければならない。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性、実情等に即して防犯施策を策定し、及び実施するものとし、県及び県民等との連携に努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪のないまちづくりに関する理解を深め日常生活における自らの安全の確保と地域における自主防犯活動への積極的な参加に努めるものとする。

2 県民は、犯罪のないまちづくりを進める上で各人の規範意識が重要な役割を有していることを認識し、協力して家庭や地域において規範意識を醸成するよう努めるものとする。

3 県民は防犯施策に協力するよう努めるものとする。

(防犯団体等の責務)

第7条 防犯団体等は、基本理念にのっとり、地域における自主防犯活動を主体的に企画し、これを実施するよう努めるものとする。

2 防犯団体等は、前項の自主防犯活動を実施するに当たっては、県、市町村及び他の防犯団体等との連携を図ることにより、その効果的な推進に努めるものとする。

3 防犯団体等は、地域において防犯施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、又は管理する施設及びその事業活動における安全の確保と自主防犯活動への取組に努めるものとする。

2 事業者は、従業員が自主防犯活動に参加しやすい環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、防犯施策に協力するよう努めるものとする。

(推進計画)

第9条 知事は、県が防犯施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 防犯施策の推進に関する事項
- (2) 自主防犯活動推進に関する事項
- (3) 防犯環境整備の推進に関する事項
- (4) 犯罪被害者等の支援に関する事項
- (5) その他犯罪のないまちづくりを推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、ものとする。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。ただし、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会があらかじめ定めた軽微な変更については、この限りでない。

第2章自主防犯活動等

(自主防犯活動の促進)

第10条 県は、県民等が犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、自主防犯活動が活発に行われるよう、必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

2 県は、自主防犯活動を行う防犯団体等及びその指導者の育成のための支援を行うものとする。

(通報等)

第11条 人の生命、身体、財産等に危害を加え、又はそのおそれがある者(以下「不審者等」という。)を発見した者は、警察その他の関係機関に通報するよう努めるものとする。

2 前項の規定による通報を受けた警察その他の関係機関は、必要があると認めるときは、周辺住民等に対し、当該不審者等の情報を提供し、地域における犯罪の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(握童等の安全の確保)

第 12 条学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)、同法第 124 条に規定する専修学校(同法第 125 条第 1 項に限定する高等課程に限る。))又は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条防犯施策の推進に関する基本的な方針

自主防犯活動の促進に関する事項

防犯環境整備の促進に関する事項

犯罪被害者等の支援に関する事項

その他犯罪のないまちづくりを推進するために必要な事項

あらかじめ、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の意見を聴く

第 1 項に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)の設置者等(施設を設置し、又は管理する者をいう。以下同じ。))は、当該学校等における児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。

3 知事及び教育委員会は、前項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

4 県は、学校等の設置者等に対し、第 2 項の措置について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第 13 条学校等の設置者等通学路等(学校等への通学、通園等の用に供される道路又は児童等が利用する公園、広場等をいう。以下同じ。))を管理する者及び通学路等に係る地域を管轄する警察署長は、児童等の保護者及び通学路等に係る地域の防犯団体等と連携して、当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。

3 前条第 3 項の規定は、前項の指針について準用する。

(高齢者等の安全の確保)

第 14 条県は、高齢者、障害者その他犯罪を防止する上で特別な配慮を必要とする者(以下「高齢者等」という。))及び高齢者等の日常生活の支援を行う者に対し、高齢者等が犯罪により害を被ることがないようにするために必要な情報の提供助言その他の措置を講ずるものとする。

第 3 章防犯環境整備

(防犯に配慮した住宅)

第 15 条住宅の設計又は建築を業とする者(以下「住宅業者」という。))は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅(以下「防犯住宅」という。))の普及が進むよう努めるものとする。

2 共同住宅を所有し、又は管理する者(以下「共同住宅所有者等」という。))は、当該住宅を防犯住宅とするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 知事及び公安委員会は、共同して、住宅を防犯住宅とする上で参考となるべき指針を定めるものとする。

4 第 12 条第 3 項の規定は、前項の指針について準用する。

5 県は、住宅業者、共同住宅所有者等、住宅を建築しようとする者又は住宅に居住する者に対し、防犯住宅の構造、設備等について必要な情報の提供助言その他の措置を講ずるものとする。

(防犯に配慮した公園等)

第 16 条公園又は道路(以下「公園等」という。))の設置者等は、当該公園等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。

3 第 12 条第 3 項の規定は、前項の指針について準用する。

4 県は、公園等の設置者等に対し、犯罪の防止に配慮した公園等の構造、設備等について必要な情報の提供助言その他の措置を講ずるものとする。

(防犯に配慮した自動車駐車場等)

第 17 条自動車駐車場又は自転車駐輪場(以下「駐車場等」という。))の設置者等は、当該駐車場等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。

3 第 12 条第 3 項の規定は前項の指針について準用する。

4 県は、駐車場等の設置者等に対し、犯罪の防止に配慮した駐車場の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(深夜小売業者等の防犯措置)

第 18 条深夜(午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間をいう。))において小売業を営む者、並びに銀行その他の金融機関及び貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する貸金業者(以下「深夜小売業者等」という。))は、その営業のための施設を犯罪の防止に配慮した構造設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。

3 第 12 条第 3 項の規定は、前項の指針について準用する。

4 県は、深夜小売業者等に対し、第 1 項の措置について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(空家の防犯措置)

第 19 条空家を所有し、又は管理する者は、当該空家が犯罪に利用されることを防止するため、侵入の防止その他管理上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(防犯に配慮した自動車等の普及)

第 20 条自動車、原動機付自転車又は自転車(以下「自動車等」という。))の販売貸出し又は整備を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造又は設備を有する自動車等及びその盗難を防止するための装置の普及に努めるものとする。

(防犯に配慮した自動販売機の普及)

第 21 条自動販売機の販売又は貸出しを業とする者は、盗難の防止に配慮した構造又は設備を有する自動販売機の普及に努めるものとする。

2 自動販売機の設置者等は、当該自動販売機からの盗難を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章優良防犯施設の認定

第 22 条知事は、規則で定めるところにより、防犯のための措置が講じられていると認める施設を、優良防犯施設として認定することができる。

2 前項の規定により認定した施設が優良防犯施設に該当しなくなったときは、知事は、同項の認定を取り消すことができる。

第 5 章犯罪被害者等の支援

第 23 条県は、犯罪被害者等の支援に関し、県下各地域の状況に応じた施策を策定し、国、市町村及び犯罪被害者等を支援する活動を行う民間団体と連携して、これを実施するものとする。

2 県民等は、犯罪被害者等が犯罪被害者等であることを事由として不当に差別を受けることがないようその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することがないよう十分配慮するものとし、県は、教育活動広報活動等を通じて、その重要性等について県民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

第6章鳥取県犯罪のないまちづくり協議会

(設置)

第24条推進計画の策定、推進計画に基づく防犯施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第25条協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第26条委員は、犯罪のないまちづくりに関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第27条協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第28条協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する細則)

第29条この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第7章雑則「」

第30条この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

○島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

平成 18 年 7 月 14 日
島根県知事 澄田 信義

島根県条例第 42 号
島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

目次
第 1 章 総則（第 1 条―第 13 条）
第 2 章 県民等による自主的な活動の推進（第 14 条）
第 3 章 子ども、高齢者、障害者、女性等の安全の確保等
第 1 節 子どもの安全の確保等（第 15 条―第 17 条）
第 2 節 高齢者、障害者、女性等の安全の確保（第 18 条・第 19 条）
第 4 章 道路、住宅等における防犯への配慮（第 20 条・第 21 条）
第 5 章 事業活動における防犯への配慮（第 22 条―第 24 条）
第 6 章 犯罪被害者等に対する支援等（第 25 条）
第 7 章 雑則（第 26 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、地域活動団体（自治会その他の地域的な共同活動を行うための団体をいう。以下同じ。）及び事業者（以下「県民等」という。）の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民、観光旅行者等が安心して暮らし、又は滞在することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「犯罪のない安全で安心なまちづくり」とは、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動、県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他犯罪の防止のために必要な取組をいう。

（基本理念）

第 3 条 犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全安心まちづくり」という。）は、自らの安全は自らで守る、地域の安全は地域で守るという意識の下に、県民等による自主的な活動を基本としなければならない。

2 安全安心まちづくりは、県、市町村及び県民等の適切な役割分担の下、相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

3 安全安心まちづくりは、犯罪による被害を受けやすい子ども、高齢者、障害者、女性等の安全の確保に特に配慮して推進されなければならない。

4 安全安心まちづくりは、基本的人権に配慮して行われなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全安心まちづくりに関する施策を策定し、及びこれを推進するものとする。

2 県は、安全安心まちづくりに関する施策の実施に当たっては、国、市町村及び県民等と連携を図るものとする。

（県民の役割）

第 5 条 県民は、基本理念にのっとり、自らの安全の確保に努めるとともに、地域における安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（地域活動団体の役割）

第 6 条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じた自主的な活動への取組及びその地域における連携を推進するよう努めるものとする。

2 地域活動団体は、県が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第 7 条 事業者は、基本理念にのっとり、安全安心まちづくりに関する理解を深めるとともに、当該事業者が所有し、又は管理する施設及びその事業活動について、犯罪の防止に努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市町村との連携等）

第 8 条 県は、安全安心まちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るものとする。

2 県は、市町村の安全安心まちづくりに関する主体的な取組を尊重するとともに、市町村が安全安心まちづくりの取組を実施するときは、その求めに応じて、情報の提供、技術的な助言その他必要な協力を行うものとする。

（推進体制の整備）

第 9 条 県は、安全安心まちづくりを推進するため、県、市町村及び県民等が 相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

（基本計画の策定等）

第 10 条 県は、安全安心まちづくりに関する施策の総合的な推進を図るため、その基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 安全安心まちづくりに関する施策の基本的方向

(2) 次に掲げる安全安心まちづくりに関する施策

ア 県民等による自主的な活動を推進するために必要な施策

イ 子ども、高齢者、障害者、女性等の安全を確保するために必要な施策

ウ 道路、住宅等における防犯について配慮するために必要な施策

エ 事業活動における防犯について配慮するために必要な施策

オ 犯罪による被害を受けた者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）を支援するために必要な施策

カ その他安全安心まちづくりに関し必要な施策

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、安全安心まちづくりの推進に関し必要な事項

3 県は、基本計画を策定するに当たっては、市町村及び県民等の意見を反映させるものとする。

4 県は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。これを
変更したときも、同様とする。

（広報及び啓発）

第 11 条 県は、安全安心まちづくりに関する県民等の理解を深めるとともに、その活動への県民等の参加を促進するた

めに必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間)

第12条 県は、安全安心まちづくりについて、広く県民等の関心を高め、及び理解を深めるため、犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間を設ける。

2 犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間は、10月11日から同月20日までとする。

(調査及び研究)

第13条 県は、安全安心まちづくりに関する施策の推進を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。

第2章 県民等による自主的な活動の推進

第14条 県民は、相互に連携し、防犯に関する知識及び技術の習得、建物、車両等の適正な管理その他安全安心まちづくりに関する自主的な活動に取り組むよう努めるものとする。

2 地域活動団体は、地域の特性に応じて、次に掲げる活動その他安全安心まちづくりに関する自主的な活動に取り組むよう努めるものとする。

(1) 安全安心まちづくりに関する企画及び活動への参画の推進

(2) 防犯に関する意識の啓発、情報の提供並びに知識及び技術の普及

3 事業者は、従業員に対する防犯に関する教育、建物、車両等の適正な管理その他の安全安心まちづくりに関する活動に取り組むよう努めるものとする。

4 県は、県民等が行う安全安心まちづくりのための自主的な活動が、広範な担い手により行われるようにするため、県民等に対し、その活動に関する情報の提供、助言その他必要な施策を講ずるものとする。

第3章 子ども、高齢者、障害者、女性等の安全の確保等

第1節 子どもの安全の確保等

(学校等及び通学路等に関する指針の策定)

第15条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、子どもの安全を確保するため、学校、児童福祉施設その他これらに類するもの(以下「学校等」という。)及び子どもが通学又は通園の際に利用する道路、広場等(以下「通学路等」という。)に関する指針を定めるものとする。

(学校等における子どもの安全の確保等)

第16条 学校等を設置し、又は管理する者(以下「学校設置者等」という。)は、前条の指針に基づき、当該学校等の施設内及び通学路等において、子どもの安全の確保に努めるものとする。

2 学校設置者等は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、保護者及び犯罪の防止のための自主的な活動を行う県民等の参加を求めて、子どもの安全の確保に係る対策を推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

3 県民は、子どもが犯罪による被害を受け、又は被害を受けるおそれがあると認めるときは、警察への通報、避難誘導等を行うものとする。

(子どもの安全の確保等のための施策)

第17条 県は、学校等、市町村、家庭及び地域活動団体と連携して、子どもが犯罪による被害を受けないよう必要な施策を講ずるものとする。

1 県は、子どもの健全な育成を図るために、学校等、市町村、家庭及び地域活動団体と連携して、犯罪による被害を受けないようにするための教育及び犯罪を起こさないための教育を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

第2節 高齢者、障害者、女性等の安全の確保

(高齢者、障害者、女性等の安全の確保)

第18条 県は、市町村及び県民等と連携して、高齢者、障害者、女性その他特に防犯上の配慮を要する者が犯罪による被害を受けないよう必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者等の安全の確保)

第19条 県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者その他本県に滞在する者の安全を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第4章 道路、住宅等における防犯への配慮

(犯罪防止に配慮した道路等の指針の策定等)

第20条 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場(以下「道路等」という。)の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等の構造、設備等について犯罪の防止に配慮するよう努めるものとする。

3 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路等の普及に努めるものとする。

(犯罪防止に配慮した住宅の指針の策定等)

第21条 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 住宅を建築しようとする者又は住宅を所有し、若しくは管理する者は、前項の指針に基づき、当該住宅の構造、設備等について犯罪の防止に配慮するよう努めるものとする。

3 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

第5章 事業活動における防犯への配慮

(犯罪防止に配慮した店舗等の指針の策定等)

第22条 知事及び公安委員会は、共同して、銀行その他の金融機関、深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)において営業する施設及び大規模小売店舗のうち公安委員会規則で定めるもの(以下「店舗等」という。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 店舗等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該店舗等の構造、設備等について犯罪の防止に配慮するよう努めるものとする。

3 県は、店舗等を設置し、又は管理する者に対し、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等に関する情報の提供、助言その他必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪防止に配慮した自動車等の普及)

第23条 自動車、原動機付自転車又は自転車(以下「自動車等」という。)の販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造又は装置を有する自動車等並びに犯罪を防止するための装置及び用具の普及に努めるものとする。

(犯罪防止に配慮した自動販売機の普及等)

第24条 自動販売機の販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造又は装置を有する自動販売機の普及に努めるものとする。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機について犯罪を防止するよう努めるものとする。

第6章 犯罪被害者等に対する支援等

第 25 条 県は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう国及び市町村並びに犯罪被害者等を支援する活動を行う民間の団体と連携を図り、犯罪被害者等に対し、情報の提供、助言その他必要な施策を講ずるものとする。
2 県民等は、犯罪被害者等の名誉及び平穏な生活を害することがないように十分配慮するとともに、国、県又は市町村が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

第 7 章 雑則
(指針の公表)

第 26 条 知事、教育委員会又は公安委員会は、第 15 条、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項及び第 22 条第 1 項に規定する指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

○香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例

平成 17 年 10 月 11 日
条例第 52 号

改正 平成 18 年 12 月 22 日条例第 72 号

平成 19 年 10 月 9 日条例第 66 号

香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例をここに公布する。
香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例

目次

第 1 章	総則（第 1 条—第 6 条）
第 2 章	互いが支え合う地域社会づくり（第 7 条—第 13 条）
第 3 章	安全・安心を支える地域環境づくり
第 1 節	児童等の安全の確保（第 14 条・第 15 条）
第 2 節	防犯性の向上に配慮した環境の整備（第 16 条—第 20 条）
第 4 章	雑則（第 21 条）
附則	

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、街頭、住居その他の県民が日常生活を営む場における犯罪を防止するためには、県民、事業者又はこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）が地域社会において相互に連携し、及び協力しながら、これらの犯罪の防止に積極的に取り組むことが重要であることにかんがみ、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動の推進、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な施策の基本的事項を定めることにより、安全・安心まちづくりを推進し、もって県民、観光旅行者等すべての人が安全に、かつ、安心して暮らし、又は滞在することができる社会の実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 安全・安心まちづくりは、自主自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成が必要であるという基本的認識の下に推進されなければならない。

2 安全・安心まちづくりは、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動と犯罪の防止に配慮した環境の整備とが一体的かつ有機的に実施されるよう推進されなければならない。

3 安全・安心まちづくりは、県及び市町、県民並びに事業者がそれぞれの役割を適切に分担し、相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（県の責務）

第 3 条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町との連絡調整を緊密に行うものとする。

（県民の責務）

第 4 条 県民は、安全・安心まちづくりについての関心及び理解を深め、日常生活における安全の確保に自ら努めるとともに、安全・安心まちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、県がこの条例に基づき実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、その所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し、安全の確保に自ら努めるとともに、安全・安心まちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、県がこの条例に基づき実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第 6 条 県は、安全・安心まちづくりを推進するため、県及び市町、県民、事業者並びに関係団体が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

第 2 章 互いが支え合う地域社会づくり

（地域社会における連携等）

第 7 条 県民は、地域社会において相互に連携し、及び協力する関係が安全・安心まちづくりに寄与するものであることを踏まえ、良好な地域社会の形成に努めるとともに、児童、生徒、幼児、高齢者等が犯罪による被害を受けないよう配慮に努めるものとする。

2 県民は、児童、生徒、幼児、高齢者等が犯罪による被害を受けていると認められる場合又は受けるおそれがある場合であると認められる場合には、警察官への通報、避難誘導その他の適切な措置をとるよう努めるものとする。

（広報及び啓発）

第 8 条 県は、安全・安心まちづくりについての県民の関心及び理解を深めるため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 安全・安心まちづくりを推進するため、安全・安心まちづくり旬間を設け、その期間は、10 月 11 日から同月 20 日までとする。

3 県は、安全・安心まちづくり旬間には、その趣旨にふさわしい活動を行うものとする。

（市町に対する支援）

第 9 条 県は、安全・安心まちづくりの推進における市町の役割の重要性にかんがみ、市町が行う安全・安心まちづくりに関する施策の実施について、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（情報の提供）

第 10 条 県は、県民等が適切かつ効果的に安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を推進することができるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において県民等が地域の実情に応じた安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を推進することができるよう、当該区域における犯罪の発生状況等の必要な情報の提供を行うものとする。

（県民等に対する支援）

第 11 条 県は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を促進するための助言その他の必要な支援を行うものとする。

（観光旅行者等の安全の確保）

第 12 条 県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県民は、観光旅行者等が安心して滞在することができるよう配慮に努めるものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第13条 県は、犯罪による被害を受けた者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の平穏な生活を確保するため、市町及び犯罪被害者等を支援する活動を行う民間の団体と連携して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県民は、良好な地域社会の形成には、犯罪被害者等の平穏な生活の確保が必要であることについての理解を深め、前項の規定に基づき県が行う支援に協力するよう努めるものとする。

第3章 安全・安心を支える地域環境づくり

第1節 児童等の安全の確保

(学校等における児童等の安全の確保)

第14条 県は、児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)が犯罪による被害を受けないようにするための教育を充実するよう努めるものとする。

2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第124条に規定する専修学校の高等課程若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校で児童等に対して学校教育に類する教育を行うもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者(以下「学校等の設置者等」という。)は、次項に規定する指針に基づき、当該学校等の施設内において、児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

3 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校等における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

4 学校等の設置者等は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う者等の参加を求めて、当該学校等における安全対策を推進するための体制を整備し、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

一部改正〔平成18年条例第72号・19年66号〕

(通学路等における児童等の安全の確保)

第15条 児童等が通学、通園等の用に供している道路又は日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)を管理する者、児童等の保護者、学校等の設置者等、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、相互に連携して当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 防犯性の向上に配慮した環境の整備

(道路等の防犯性の向上)

第16条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、駐車場及び駐輪場(以下「道路等」という。)の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

3 道路等を設置し、又は管理する者は、前項に規定する指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(住宅の防犯性の向上)

第17条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

3 住宅を建築しようとする事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前項に規定する指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(店舗等の防犯性の向上)

第18条 銀行その他の金融機関で公安委員会規則で定めるもの及び深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)において営業する小売店舗その他の小売店舗で公安委員会規則で定めるものにおいて事業を営む者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等の整備に努めるものとする。

(自動車等の防犯性の向上)

第19条 自動車、原動機付自転車又は自転車(以下「自動車等」という。)の販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車等並びに犯罪を防止するための装置及び用具の普及に努めるものとする。

(自動販売機の防犯性の向上)

第20条 自動販売機の販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造を有する自動販売機及び犯罪を防止するための装置の普及に努めるものとする。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、前項に規定する自動販売機の設置その他の犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 雑則

(指針の策定手続等)

第21条 知事、教育委員会及び公安委員会は、第14条第3項、第16条第2項又は第17条第2項に規定する指針(以下「指針」と総称する。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市町長の意見を聴くとともに、県民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月22日条例第72号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年10月9日条例第66号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成19年12月規則第95号で、同19年12月26日から施行)

○ちゅうらうちな一安全なまちづくり条例

平成 15 年 12 月 25 日
条例第 47 号

改正

平成 19 年 10 月 19 日条例第 51 号

ちゅうらうちな一安全なまちづくり条例をここに公布する。
ちゅうらうちな一安全なまちづくり条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
第 2 章 犯罪防止のための自主的な活動の促進（第 6 条・第 7 条）
第 3 章 道路、公園等の防犯性の向上（第 8 条—第 10 条）
第 4 章 共同住宅の防犯性の向上（第 11 条—第 14 条）
第 5 章 特定小売店舗の防犯性の向上（第 15 条・第 16 条）
第 6 章 学校等における児童等の安全の確保等（第 17 条—第 22 条）
第 7 章 観光客に対する安全対策（第 23 条・第 24 条）
第 8 章 犯罪被害者等に対する支援（第 25 条—第 28 条）
第 9 章 雑則（第 29 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力の下に、犯罪防止に配慮した道路、公園、住宅等の普及、犯罪の被害者等の支援その他の安全なまちづくりに関する取組を推進し、もって県民、観光客等すべての人々が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる社会の実現を図ることを目的とする。

（県の責務）

第 2 条 県は、市町村、事業者及び県民と協力して、安全なまちづくりに関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。

3 県は、安全なまちづくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が安全なまちづくりに関する施策を実施しようとする場合には、技術的な助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

4 県は、犯罪の防止に資するため、安全なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

（県民の責務）

第 3 条 県民は、日常生活における安全の確保に自ら積極的に努めるとともに、県が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、子ども、高齢者、障害者、女性等が危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれが明らかであると認められる場合には、状況に応じて、警察官への通報その他の適切な措置をとるよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、安全なまちづくりにするために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、県民に対し、事業活動に係る犯罪防止に関する情報を提供するよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第 5 条 県は、市町村並びに県民及び事業者並びにこれらの者で組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）との協働（2 以上のものが適切に役割を分担しつつ、対等の立場において相互に協力して行うことをいう。以下この条において同じ。）により、安全なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、市町村、県民、事業者及び民間団体との協働により、安全なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

第 2 章 犯罪防止のための自主的な活動の促進

（県民等及び民間団体に対する支援）

第 6 条 県は、県民及び事業者（以下「県民等」という。）並びに民間団体の犯罪防止のための自主的な活動を促進するため必要があると認めるときは、技術的な助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

（県民等及び民間団体に対する情報の提供）

第 7 条 県は、県民等及び民間団体が適切かつ効果的に犯罪防止のための自主的な活動を推進できるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

2 警察署長は、県民等及び民間団体が適切かつ効果的に犯罪防止のための自主的な活動を推進できるよう、その管轄区域における犯罪の発生状況等の必要な情報の提供を行うものとする。

第 3 章 道路、公園等の防犯性の向上

（犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及）

第 8 条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の普及に努めるものとする。

（道路、公園等に関する指針の策定）

第 9 条 知事及び公安委員会は、共同して、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した駐車場の設置等の促進）

第 10 条 自動車駐車場又は自転車駐車場（以下この条において「駐車場」という。）を設置し、又は管理する者は、前条に規定する指針に基づき、当該駐車場を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、防犯上優れた駐車場を認定する制度を設ける等犯罪の防止に配慮した駐車場の整備等の促進に資する措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 共同住宅の防犯性の向上

（犯罪の防止に配慮した共同住宅の普及）

第 11 条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する共同住宅の普及に努めるものとする。

（共同住宅に関する指針の策定）

第 12 条 知事及び公安委員会は、共同して、共同住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定

めるものとする。

(共同住宅の建築主等に対する情報の提供等)

第13条 県は、共同住宅を建築しようとする者、共同住宅を所有し、又は管理する者、共同住宅に居住する者等（以下この条において「建築主等」という。）に対し、共同住宅の防犯性の向上のために必要な情報の提供、技術的助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 警察署長は、建築主等から共同住宅の犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関して意見を求められた場合には、必要な情報の提供及び技術的助言を行うものとする。

(犯罪の防止に配慮した共同住宅の建築等の促進)

第14条 共同住宅を建築しようとする者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、第12条に規定する指針に基づき、当該共同住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、防犯上優れた共同住宅を認定する制度を設ける等犯罪の防止に配慮した住宅等の整備等の促進に資する措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 特定小売店舗の防犯性の向上

(犯罪の防止に配慮した特定小売店舗の整備)

第15条 深夜（午後10時から翌日の午前4時までの間をいう。）において営業する小売店舗で公安委員会規則で定めるもの（以下「特定小売店舗」という。）において、事業を営む者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備に努めるものとする。

(事業者、管理者等に対する情報の提供等)

第16条 警察署長は、その管轄区域において、特定小売店舗を開設しようとする者、特定小売店舗を所有し、又は管理する者に対し、当該特定小売店舗の防犯性の向上のために必要な情報の提供、技術的助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 学校等における児童等の安全の確保等

(児童等の安全教育の充実)

第17条 県は、幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童等」という。）に対し、犯罪に遭わないようにするための教育を充実するよう努めるものとする。

一部改正〔平成19年条例51号〕

(児童等の社会参画活動の推進)

第18条 県は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）、家庭及び地域社会と連携して、児童等が正しい規範意識を持ち、社会の一員として健全な生活を営むことができるよう、児童等の社会参画活動の推進に努めるものとする。

(学校等における児童等の安全の確保)

第19条 学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）を設置し、又は管理する者は、第22条に規定する児童等の安全の確保のための指針に基づき、当該学校等の施設内において、児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

(学校等における児童等の安全対策の推進)

第20条 県立の学校等の管理者は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う県民等の参加を求めて、当該学校等における安全対策を推進するための体制を整備し、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県立の学校等以外の学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等における安全対策を推進するための体制の整備その他の児童等の安全を確保するための取組について、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通学路等における児童等の安全確保)

第21条 児童等の通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等（以下「通学路等」という。）の管理者、児童等の保護者、学校等の管理者、地域住民並びに通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県民は、通学路等において、児童等が危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、警察官への通報、避難誘導その他の必要な措置をとるよう努めるものとする。

(児童等の安全の確保に関する指針の策定)

第22条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校等における児童等の安全の確保に関する指針及び通学路等における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

第7章 観光客に対する安全対策

(観光客の安全確保に関する広報啓発)

第23条 県は、観光客の安全確保に関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(観光客の安全確保に関する措置)

第24条 知事及び公安委員会は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光客の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第8章 犯罪被害者等に対する支援

(犯罪被害者等に対する支援)

第25条 県は、犯罪被害者等（刑罰法令に触れる行為及びそれに類する行為により被害を受けた者及びその遺族をいう。以下同じ。）の平穏な生活を確保できるよう、犯罪被害者等の立場に立った支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、前項の施策の効果的な推進を図るため、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。

(民間団体に対する支援)

第26条 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪被害者等の支援活動を適正に行っている民間団体に対し、当該民間団体の活動を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する広報啓発)

第27条 県は、犯罪被害者等の支援に関し、県民の意識を高揚するため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する指針の策定)

第28条 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪被害者等の支援に関する指針を定めるものとする。

第9章 雑則

(指針の公表)

第29条 知事、教育委員会及び公安委員会は、第9条、第12条、第22条及び第28条に規定する指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月19日条例第51号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日〔平成19年12月26日〕から施行する。

○札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、市民（札幌市自治基本条例（平成18年条例第41号）第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。）、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取組をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、次に掲げる事項を基本として、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力することにより、推進されなければならない。

- (1) 市民及び市は、市民が安全で安心なまちづくりを行うに当たっての自主性及び自立性を尊重すること。
- (2) 市民及び市は、地域の特性及び実情に応じた安全で安心なまちづくりの推進に努めること。
- (3) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、地域における防災、交通安全その他の分野における取組との連携に努めること。
- (4) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、個人のプライバシーに配慮するよう努めること。
- (5) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、お互いが支え合う暮らしやすいまちの実現に資するよう努めること。

(市民の役割)

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動における安全を確保するとともに、自らが有する資源を活用して、地域における安全で安心なまちづくりの支援に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、関係機関との連携を図りながら、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

(基本計画の策定)

第7条 市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(市民の取組への支援)

第9条 市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(公共施設の整備等)

第10条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努めるものとする。

(連携体制の整備)

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第12条 市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会)

第13条 安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関し必要な事項について調査審議等を行うため、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 市長の諮問に応じ、基本計画に関し調査審議し、及び意見を述べること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくり等の推進に関し必要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。この場合において、民意を適切に反映させるとともに、多角的かつ総合的な観点から調査審議等が行われるよう、公募した市民その他の多様な人材に委嘱するように配慮しなければならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

○旭川市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくりに関し基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民、事業者、住民組織及び関係団体（以下「市民等」という。）の役割を明らかにするとともに、犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民及び観光客等が安全に安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり 市民等による犯罪及び交通事故の防止のための自主的な活動、市及び市民等による犯罪及び交通事故の防止に配慮した生活環境の整備その他犯罪及び交通事故の防止のために必要な取組をいう。

(2) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(3) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(4) 住民組織 町内会、市民委員会その他の住みよい地域づくりのために市内の一定の区域 に居住する者で形成された団体をいう。

(5) 関係団体 市内において犯罪及び交通事故の防止に取り組む団体をいう。

(6) 観光客等 観光その他の目的で本市を訪れる者をいう。

(7) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校の高等課程及び同法第134条第1項に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒、幼児等に対して学校教育に類する教育を行うもの並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。

(8) 児童等 学校等に通学し、又は通園する児童、生徒、幼児等をいう。

(9) 犯罪被害者等 犯罪及び交通事故により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）は、身の回りの安全は自らで守り、地域の安全は地域で守るという意識及び人へのやさしさと人とのつながりを大切にし、共に支え合うという意識を基本として推進されなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、市及び市民等の適切な役割分担による協働の下に一体となって推進されなければならない。

3 安全で安心なまちづくりは、犯罪及び交通事故の実態を考慮して効果的に推進されなければならない。

4 安全で安心なまちづくりは、児童等、犯罪被害者等、高齢者、障害者等に配慮して推進されなければならない。

5 安全で安心なまちづくりは、観光客等の安全の確保に配慮して推進されなければならない。

6 安全で安心なまちづくりは、関連するあらゆる分野における取組との連携の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、安全で安心なまちづくりに関する必要な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、安全で安心なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

3 市は、市民等が適切かつ効果的に安全で安心なまちづくりを推進できるよう、必要な情報を提供するとともに、必要と認めたときは、市民等に対して支援を行うものとする。

4 市は、安全で安心なまちづくりに関する施策を実施するに当たっては、関係行政機関との連絡調整を緊密に行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、日常生活における安全の確保に積極的に努めるとともに、自ら規範意識を高め、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、地域社会の一員として、自ら安全の確保に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(住民組織及び関係団体の役割)

第7条 住民組織は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、地域の安全を高める取組を地域の実情に応じて積極的に行うよう努めるものとする。

2 関係団体は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの活動を通じて、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

3 住民組織及び関係団体は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(生活環境の整備)

第9条 市は、市民等と協働して、犯罪及び交通事故の防止に配慮した生活環境の整備に努めるものとする。

(児童等の安全の確保及び安全教育の充実)

第10条 市は、学校等、家庭及び市民等と協働して、児童等が通学、通園等に利用している道路及び日常的に利用している公園等における児童等の安全の確保に努めるものとする。

2 市は、学校等、家庭及び市民等と協働して、児童等が犯罪及び交通事故に遭わないようにするための教育の充実に努めるものとする。

(児童等の非行の防止)

第11条 市は、学校等、家庭及び市民等と協働して、児童等の非行を防止するために、児童等が正しい規範意識を持つことができるようにするための教育及び環境の充実に努めるものとする。

(高齢者、障害者等の安全の確保)

第12条 市は、市民等と協働して、高齢者、障害者等が犯罪及び交通事故に遭わないようにするための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(観光客等の安全の確保)

第13条 市は、観光関連団体及び観光関連事業者と協働して、観光客等が安全に安心して滞在することができるようにするため、情報の提供等に努めるものとする。

2 市民は、観光客等が安全に安心して滞在することができるよう配慮に努めるものとする。

(犯罪被害者等への支援等)

第14条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

2 市民は、犯罪被害者等の生活の平穏を害することのないよう配慮に努めるものとする。

(表彰)

第15条 市は、安全で安心なまちづくりに特に功績があったと認められるものを表彰することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○赤平市生活安全条例

平成 10 年 3 月 18 日

条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図り、生活環境の整備を行うことにより、安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、市民とは次に掲げる者をいう。

- (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に滞在する者
 - (3) 市内に所在する土地、建物の所有者及び管理者
- (市長の責務)

第 3 条 市長は、この条例の目的達成のため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 生活安全確保に関する広報及び啓発に関すること。
 - (2) 市民の自主的な安全活動に対する援助に関すること。
 - (3) 犯罪、事故等の防止に関すること。
 - (4) 青少年の健全育成に関すること。
 - (5) 高齢者の生活安全対策に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、生活の安全確保のための施策に関すること。
- 2 市長は、前項各号に掲げる事項を推進するにあたっては、市の区域を管轄する警察署その他必要と認める関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努め、市が実施する生活の安全対策に協力するものとする。

(生活安全モデル地域の指定)

第 5 条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、生活安全モデル地域(以下「モデル地域」という。)を指定することができる。

2 市長は、モデル地域の指定を継続する必要がなくなったと認めるときは、指定を解除することができる。

(連絡調整機関の設置)

第 6 条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、生活安全のための連絡調整機関(以下「連絡調整機関」という。)を設置することができる。

2 連絡調整機関は、生活の安全確保のための対策について調整し、これの推進に努めるものとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

赤平市生活安全条例の一部を改正する条例

(平成 21 年 6 月 19 日公布)

赤平市生活安全条例(平成 10 年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○根室市安全で住みよいまちづくり条例

平成 10 年 11 月 2 日条例第 23 号

平成 21 年 3 月 24 日条例第 7 号

根室市安全で住みよいまちづくり条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市と市民が協力して犯罪、事故等を防止し、もって安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において市民とは、市に住所を有する者及び滞在する者並びに市内に所在する土地、建物、商店、営業所等の所有者及び管理する者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、市民の安全意識を高揚させるための啓発活動、生活の安全を確保するための環境整備等総合的な生活安全対策の実施や犯罪被害者等に対する支援等に努めなければならない。

2 市は、前項の対策の実施にあたっては、市の区域を管轄する警察署長その他必要と認める関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、相互扶助の精神に基づき、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、市が実施する生活安全対策に協力しなければならない。

(生活安全モデル地域の指定)

第 5 条 市長は、この条例の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、生活安全モデル地域（以下「モデル地域」という。）を指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしたときは、市広報等により周知するものとする。

3 市長は、モデル地域の指定を継続する必要がなくなったと認めるときは、指定を解除することができる。

4 市長は、モデル地域を指定し、又は解除しようとするときは、当該地域の市民（滞在する者を除く。）及び関係機関等と協議するとともに、根室市安全で住みよいまちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない。

(モデル地域における施策)

第 6 条 市長は、モデル地域を指定したときは、当該地域について、次の施策を重点的に実施することができる。

- (1) 安全で住みよいまちづくりを推進するための普及啓発活動
- (2) 犯罪、事故等の防止を配慮した施設の整備
- (3) 犯罪被害者等の支援に関すること
- (4) 青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の排除
- (5) 高齢者及び障害者の生活安全対策
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、生活の安全確保のために必要と認める施策

(安全で住みよいまちづくり推進協議会)

第 7 条 市に根室市安全で住みよいまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、犯罪、事故等の状況の把握、分析等により、生活の安全対策について協議し、市長に意見を述べることができる。

3 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

4 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任は妨げない。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 安全で住みよいまちづくりの推進のために活動する団体の代表者その他の職員
- (2) 安全で住みよいまちづくりに関し、知識及び経験を有する者
- (3) 市の区域を管轄する警察署の職員
- (4) 安全で住みよいまちづくりに関する事務を担当する市の職員

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 24 日条例第 7 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○滝川市安全・安心地域づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 推進体制の整備等（第7条―第13条）

第3章 雑則（第14条）

附則

安全で安心して暮らすことができる地域社会を築くことは、私たち市民の共通の願いである。そして、犯罪、交通事故及び消費者被害のない安全で安心な地域社会の実現は、市民が生き生きと生活する活力と魅力あふれるまちとして発展していくための基礎となるものである。

しかし、近年の社会環境の変化は、市民生活の多様化、地域社会の一体感や連帯意識の薄まり、規範意識の低下などを招いており、住宅街における侵入窃盗や自転車の盗難、不審者の出没、そして消費者被害などが身近なところで発生していることから、市民が体で感じる不安が広がってきている。

滝川市は、これまでも地域コミュニティ活動が活発であったことから、自主防犯パトロール、青色回転灯防犯パトロール、交通安全啓発活動、消費者被害の情報提供などの活動を行ってきたところであるが、今こそ、市と家庭、地域活動団体、職場及び関係行政機関がそれぞれの役割を自覚し、互いに連携し、協働し合って、「地域の安全は地域で守る」、「人と人のつながりを大切にともに支え合う」という意識をさらに強く持ち、安全で安心な地域づくりに取り組んでいかなければならない。

このような認識の下、私たち市民一人ひとりが自ら「守り」、自ら「防ぐ」という意識を高め、行動することにより、市民にとっても、本市を訪れる者にとっても安全で安心な地域社会となることを目指して、ここに滝川市安全・安心地域づくり条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、防犯、交通事故防止及び消費者被害防止に関する市、市民及び事業者等の責務を明らかにすることにより、市民生活の安全に関する意識の高揚並びに犯罪、交通事故及び消費者被害を未然に防止するための自主的な市民活動の推進を図り、もって市民等が安全に安心して暮らし、滞在することができる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）安全で安心な地域づくり 自らの安全は自ら守り、自ら防ぐとともに、地域の安全は地域で守るという基本的な認識の下、それぞれの役割を担い、市、市民、事業者等、地域活動団体及び関係行政機関が相互に密接に連携及び協力を図りながら、犯罪、交通事故及び消費者被害の防止に配慮した生活環境の整備その他の犯罪、交通事故及び消費者被害の発生する機会を減らすための取組をいう。

（2）市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内を訪れる者をいう。

（3）事業者等 市内で事業を営む者（以下「事業者」という。）又は市内に所在する土地、建物等を所有し、使用し、若しくは管理する者をいう。

（4）地域活動団体 町内会、ボランティア団体、防犯関係団体その他の安全で安心な地域づくりに関する活動を行う団体をいう。

（5）市民等 市民、事業者等及び地域活動団体をいう。

（6）関係行政機関 市の区域を管轄する警察署、消防署その他市民の安全を確保するための施策を実施する行政機関をいう。

（7）犯罪被害者等 犯罪若しくは交通事故により害を被った者又は消費者被害を被った者及びそれらの家族又は遺族をいう。

（基本理念）

第3条 安全で安心な地域づくりは、市と市民等の適切な役割分担による協働の下に、地域の安全は地域で守るという意識と人と人のつながりを大切にともに支え合うという意識で推進されなければならない。

2 安全で安心な地域づくりは、犯罪、交通事故及び消費者被害の実態を把握し、これを考慮しながら効果的に推進されなければならない。

3 安全で安心な地域づくりは、高齢者、障がいのある者及び児童・生徒等に配慮して推進されなければならない。

4 安全で安心な地域づくりは、本市を訪れる者が安全で安心して滞在できるように配慮して推進されなければならない。

5 安全で安心な地域づくりは、関係行政機関との連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、第1条の目的を達成するために必要な総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、次に掲げる事項を実施するものとする。

（1）市民等の自らの安全を確保する意識の高揚を図るための啓発に関すること。

（2）市民等の自主的な安全の確保のための活動への支援に関すること。

（3）市民等の安全を確保するための環境の整備に関すること。

（4）前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

2 市は、前項各号に掲げる事項を実施するにあたっては、関係行政機関と相互に協力し、並びに連絡及び調整等を図るものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、自らの安全の確保並びに家庭、地域、職場及び学校等の安全の確保のための活動を積極的に推進し、かつ、安全で安心な地域づくりに関する施策を市と協働により推進するものとする。

2 市民は、安全で安心な生活ができるコミュニティや生命、身体及び財産を守るため、安全で安心な地域づくりを積極的に推進するものとする。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、安全で安心な地域づくりについての理解を深め、地域社会の一員として、自ら安全の確保に努めるとともに、安全で安心な地域づくりを推進するものとする。

2 事業者等は、自ら所有し、使用し、又は管理する施設等を利用する者の安全に配慮し、犯罪を予防するために必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者等は、市が実施する安全で安心な地域づくりに関する施策に協力するものとする。

第2章 推進体制の整備等

（広報及び啓発）

第7条 市は、市民等が安全で安心な地域づくりに理解を深め、適切かつ効果的に安全で安心な地域づくりを推進できるよう、関係行政機関と連携を密にし、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

（安全教育等の推進）

第8条 市は、家庭、地域及び学校等と協働し、地域活動団体及び関係行政機関と相互に連携し、児童・生徒等が犯罪、交通事故及び消費者被害に遭わないようにするために、児童・生徒等が正しい規範意識を持ち、社会の一員として健全な生活を営むことができるための教育の充実に努めるものとする。

2 市は、市民等及び関係行政機関と協働して、高齢者や障がいのある者が犯罪、交通事故及び消費者被害に遭わないようにするために、必要な情報を提供し、啓発や教育に努めるものとする。

(防犯対策の推進)

第9条 市は、安全で安心な地域づくりを総合的かつ効果的に推進するために、市民等及び関係行政機関と協働し、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、児童・生徒等が健全に成長できるような生活環境の整備に努めるとともに、市民等及び関係行政機関と相互連携の下に、その安全確保及び健全育成に努めるものとする。

3 市民等は、地域における犯罪等を誘発する機会を減少させるよう努めるものとする。

(交通安全対策の推進)

第10条 市は、市民等の交通安全意識の高揚を図るため、家庭、地域、職場及び学校等における交通安全教育の推進に努めるものとする。

2 自動車及び自転車等（以下「車両」という。）を運転する者は、交通法規を守り、歩行者及び他の車両の通行に注意して安全運転に努めるものとする。

3 歩行者は、道路を通行するにあたっては、交通法規を守り、交通事故を発生させないように努めるものとする。

4 事業者は、その事業に使用する車両の点検及び整備を行うとともに、その運転者に交通法規の遵守を徹底させ、安全運転の確保に努めるものとする。

(消費者被害防止対策の推進)

第11条 市は、市民が消費者被害に遭わないために、必要な啓発活動に努めるとともに、相談体制の充実に努めるものとする。

2 市は、地域活動団体及び関係行政機関との連携を図り、消費者被害の防止のための体制を強化するものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第12条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするために、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

2 市民は、犯罪被害者等の生活の平穏を害することのないよう配慮に努めるものとする。

(ネットワーク会議)

第13条 市は、第4条第2項の規定による連絡及び調整等を図るためのネットワーク会議を組織することができる。

2 前項に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第3章 雑則

(施行細目)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○歌志内市生活安全条例

平成 12 年 3 月 31 日条例第 13 号

改正

平成 21 年 6 月 12 日条例第 21 号

歌志内市生活安全条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の生活に対する安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図るとともに、生活環境の整備を行うことにより、安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、市民とは次に掲げる者をいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に滞在する者
- (3) 市内に所在する土地及び建物の所有者及び管理者

(市長の責務)

第 3 条 市長は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 生活の安全確保に関する広報及び啓発に関すること。
- (2) 市民の自主的な安全活動に対する援助に関すること。
- (3) 犯罪、事故等の防止に関すること。
- (4) 犯罪及び事故等による被害者等の支援に関すること。
- (5) 青少年の健全育成に関すること。
- (6) 高齢者の生活安全対策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、生活の安全確保のための施策に関すること。

2 市長は、前項各号に掲げる事項を実施するに当たっては、市の区域を管轄する警察署その他必要と認める関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努め、市が実施する生活の安全対策に協力するものとする。

(生活安全モデル地域の指定等)

第 5 条 市長は、必要があると認めるときは、生活安全モデル地域（以下「モデル地域」という。）を指定することができる。

2 市長は、モデル地域の指定を継続する必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除することができる。

(連絡調整機関の設置)

第 6 条 市長は、必要があると認めるときは、生活安全のための連絡調整機関（以下「連絡調整機関」という。）を設置することができる。

2 連絡調整機関は、生活の安全確保のための対策について調整し、これの推進に努めるものとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 12 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○富良野市犯罪のない安全で安心な地域づくり条例

平成 20 年 3 月 4 日条例第 1 号

富良野市犯罪のない安全で安心な地域づくり条例

（目的）

第 1 条 この条例は、市民や事業者、各種団体、関係機関及び市がそれぞれの役割と機能を発揮して、犯罪や事故等を未然に防止し、安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）市民 市内に住所を有する者及び市内に勤務地又は通学地を有する者若しくは滞在する者並びに市内に所在する不動産の所有者又は管理者をいう。

（2）事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（1）安全で安心な地域づくりに向けての啓発に関すること。

（2）安全で安心な地域づくりに向けての市民の自主的な活動の促進に関すること。

（3）安全で安心な地域づくりに向けての環境の整備に関すること。

（4）その他この条例の目的を達成するために必要な事項

2 市は、前項各号に掲げる事項を実施するときは、必要と認める機関及び団体と密接な連携を図るものとする。

（市民の責務）

第 4 条 市民は、安全で安心な地域づくりに向けて、地域における連帯意識を高めるとともに、日常生活における安全の確保に自ら積極的に努めなければならない。

2 市民は、この条例の目的を達成するために行う市の施策が効果的に行われるように協力するものとする。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、市民と相互に協力して防犯活動を推進し、自らの事業活動が安全に行われる環境を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するために行う市の施策が効果的に行われるように協力するものとする。

（協力の要請）

第 6 条 市長は、市が安全で安心な地域づくりに関する施策を実施するために、必要と認める機関及び団体に対し施策推進の協力を要請することができる。

（支援）

第 7 条 市は、この条例の目的を達成するために活動する団体等に対し、必要と認める場合は支援を行うことができる。

2 市は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により被害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）により、国、他の地方公共団体等と連携し、相談体制の整備その他犯罪被害者等の支援に努めるものとする。

（委任）

第 8 条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○福島町安全で住みよい町づくりに関する条例

平成 18 年 12 月 22 日
条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪のない安全で住みよい町づくりに関し、基本理念を定め、町及び町民の責務を明らかにするとともに、犯罪のない安全で住みよい町づくりに関する施策の総合的な推進を図り、もって町民が安心して暮らし、活動することができる社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、町民とは福島町に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地、建物の所有者及び管理者をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪のない安全で住みよい町づくり(以下「安全で住みよい町づくり」という。)は、自らの安全は自らが創造していくという意識を基本として、町及び町民の適切な役割分担による協働の下に推進されなければならない。

2 安全で住みよい町づくりは、関連するあらゆる分野における取組みとの連携の下に推進されなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、目的達成のため、町民等と協働して、次の各号に定める事項の推進に努めるものとする。

- (1) 生活安全確保に関する広報、啓発活動に関すること。
 - (2) 町民の自主的な町づくりに対する援助に関すること。
 - (3) 犯罪、事故等の防止及び環境の整備に関すること。
 - (4) 青少年の健全育成に関すること。
 - (5) 高齢者の生活安全対策に関すること。
 - (6) 犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、生活の安全確保のために必要な対策に関すること。
- 2 町は、前各号に掲げる事項を推進するにあたっては、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 5 条 町民は、相互扶助の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、自らの生活の安全確保及び地域の安全運動の推進に努め、町が実施する生活の安全対策に協力するものとする。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 18 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○厚沢部町安全で安心な町づくり条例

平成 19 年 12 月 7 日
条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪のない安全で安心な町づくり（以下「安全で安心な町づくり」という。）に関し基本理念を定め、町及び町民の責務を明らかにするとともに、安全で安心な町づくりに関する施策の総合的な推進を図り、もって町民が安心して暮らし、活動することができる社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において町民とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 厚沢部町に住所を有する者
- (2) 町内に滞在する者
- (3) 前 2 号に該当する者以外の者で町内に所在する土地、建物の所有者及び管理者

(基本理念)

第 3 条 安全で安心な町づくりは、自らの安全は自らが創造していくという意識を基本として、町及び町民の適切な役割分担による協働の下に推進されなければならない。

2 安全で安心な町づくりは、犯罪の実態を考慮し、効果的に推進されなければならない。

3 安全で安心な町づくりは、この条例の基本理念と関連するあらゆる分野における取組との連携の下に推進されなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、目的達成のため、町民と協働して、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

- (1) 生活安全確保に関する広報及び啓発活動に関すること。
 - (2) 町民の自主的な町づくりに対する援助に関すること。
 - (3) 犯罪の防止及び環境の整備に関すること。
 - (4) 青少年の健全育成に関すること。
 - (5) 高齢者の生活安全対策に関すること。
 - (6) 犯罪被害者等の支援に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町民の生活の安全確保のために必要な対策に関すること。
- 2 町は、前項各号に掲げる事項を推進するに当たっては、町の区域を管轄する警察署その他必要と認める関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 5 条 町民は、安全で安心な町づくりについての理解を深め、日常生活における安全の確保に積極的に努めるとともに、安全で安心な町づくりを推進するよう努めるものとする。

2 町民は、町が実施する安全で安心な町づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○せたな町安全で住みよい町づくりに関する条例

平成 17 年 9 月 1 日条例第 93 号

改正

平成 21 年 3 月 5 日条例第 10 号

せたな町安全で住みよい町づくりに関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、町民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図るとともに、生活環境の整備を行うことにより、安全で住みよい町づくりの実現を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、町民とは、せたな町（以下「町内」という。）に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地、建物の所有者及び管理者をいう。

(町長の責務)

第 3 条 町長は、この条例の目的達成のため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 生活安全確保に関する広報、啓発活動に関すること。
- (2) 町民の自主的な町づくりに対する援助に関すること。
- (3) 犯罪、事故等の防止及び環境の整備に関すること。
- (4) 犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること。
- (5) 青少年の健全育成に関すること。
- (6) 高齢者の生活安全対策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、生活の安全確保のために必要な対策に関すること。

2 町長は、前項各号に掲げる事項を推進するに当たっては、町の区域を管轄する警察署その他必要と認める関係各機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、町が実施する安全で住みよい町づくりに協力しなければならない。

(推進協議会)

第 5 条 町に、せたな町安全で住みよい町づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、犯罪、事故等の現状把握に努めるとともに、生活安全対策に関する事項について協議し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 6 条 協議会の委員は、10 人以内で組織し、町長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第 7 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 8 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 9 条 協議会は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附則（平成 21 年 3 月 5 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○岩内町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全安心なまちづくり」という。）に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、町、町民及び事業者の責務又は役割を明らかにし、安全安心なまちづくりのための施策の推進と、町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 岩内町に住所を有する者及び町内に滞在する者
- (2) 事業者 町内において商業、工業その他の事業活動を営む者

(基本理念)

第3条 安全安心なまちづくりは、身の回りの安全は自ら守るという意識と、地域の安全は地域で守るという連帯意識を基本として推進されなければならない。

2 安全安心なまちづくりは、町、町民及び事業者の適切な役割分担による協働の下に推進されなければならない。

3 安全安心なまちづくりは、犯罪の実態を考慮し、効果的に推進させなければならない。

4 安全安心なまちづくりは、関連するあらゆる分野における取組との連携の下に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念に基づき、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 生活安全確保に関する広報及び啓発活動に関すること。
 - (2) 町民の自主的な安全安心なまちづくりに対する援助に関すること。
 - (3) 犯罪、事故等の防止及び環境の整備に関すること。
 - (4) 犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること。
 - (5) 青少年の健全育成に関すること。
 - (6) 高齢者の生活安全対策に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、生活の安全確保のために必要な対策に関すること。
- 2 町は、前項各号に掲げる事項を推進するに当たっては、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、安全安心なまちづくりについての理解を深め、日常生活における安全の確保に積極的に努めるとともに、町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、安全安心なまちづくりについての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、その事業活動が安全に行われる環境を確保するために必要な措置を講ずるとともに、町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○住みよい村づくり推進条例

平成9年7月11日

条例第8号

改正 平成20年3月14日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、村民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図るとともに、生活環境の整備を行うことにより、住みよい村づくりの実現を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、村民とは泊村（以下「村内」という。）に住所を有する者及び村内に滞在する者並びに村内に所在する土地、建物の所有者及び管理者をいう。

(村長の責務)

第3条 村長は、この条例の目的達成のため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 生活安全確保に関する広報、啓発活動に関すること。
- (2) 村民の自主的な村づくりに対する援助に関すること。
- (3) 犯罪、事故等の防止及び環境の整備に関すること。
- (4) 犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること。
- (5) 青少年の健全育成に関すること。
- (6) 高齢者の生活安定対策に関すること。
- (7) 交通安全の推進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、生活の安定確保のために必要な対策に関すること。

2 村長は、前各号に掲げる事項を推進するに当たっては、それぞれの関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(村民の責務)

第4条 村民は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動に努めるとともに、村が実施する住みよい村づくりに協力しなければならない。

(推進協議会)

第5条 村に、「住みよい村づくり推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、犯罪、事故等の現状把握に努めるとともに、生活安全対策の事項について協議し、村長に意見を述べることができる。

(組織)

第6条 協議会の委員は、20名以内で組織し、村長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し会務を掌理する。

(任期)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間にする。

(会議)

第9条 協議会は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長があたる。

(協議会の庶務)

第10条 協議会の庶務は、泊村総務課において処理する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、別に規則で定めることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成20年3月14日条例第5条）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

○神恵内村安全で安心な村づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪や事故のない安全で安心な村づくり（以下「安全で安心な村づくり」という。）に関し基本理念を定め、村及び村民の責務を明らかにするとともに、安全で安心な村づくりに関する施策の総合的な推進を図り、もって村民が安心して暮らし、活動することができる社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において村民とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。（1）神恵内村に住所を有する者

(2) 村内に滞在する者

(3) 前2号に該当する者以外の者で村内に所在する土地、建物の所有者及び管理者

(基本理念)

第3条 安全で安心な村づくりは、自らの安全は自らが創造していくという意識を基本として、村及び村民の適切な役割分担による協働の下に推進されなければならない。

2 安全で安心な村づくりは、犯罪の実態を考慮し、効果的に推進されなければならない。

3 安全で安心な村づくりは、この条例の基本理念と関連するあらゆる分野における取組みとの連携の下に推進されなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、目的達成のため、村民と協働して、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

(1) 安全確保に関する広報及び啓発活動に関すること。

(2) 村民の自主的な村づくりに対する援助に関すること。

(3) 犯罪、事故等の防止及び環境の整理に関すること。

(4) 青少年の健全育成に関すること。

(5) 高齢者の生活安全対策に関すること。

(6) 犯罪被害者等の支援に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、村民の生活の安全確保のために必要な対策に関すること。

2 村は、前項各号に掲げる事項を推進するに当たっては、村の区域を管轄する警察署その他必要と認める関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

(村民の責務)

第5条 村民は、安全で安心な村づくりについての理解を深め、日常生活における安全の確保に努めるとともに、安全で安心な村づくりを推進するよう努めるものとする。

2 村民は、村が実施する安全で安心な村づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○赤井川村生活安全条例

平成 21 年 3 月 19 日
条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、村民の自主的な生活安全活動の推進を図るとともに、安全で住みよい生活環境の整備を行うことにより犯罪、事故等を未然に防止し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、村民とは、村に住所を有する者及び村内に滞在する者をいう。

(村の責務)

第 3 条 村は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 村民の安全意識高揚のための啓発に関すること。
 - (2) 各種防犯組織等の育成及び支援に関すること。
 - (3) 犯罪、事故防止等のための環境整備に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、安全で住みよいまちづくりの推進に関すること。
- 2 村は、前項に掲げる施策の実施にあたっては、村の区域を管轄する警察署その他必要と認める関係行政機関及び団体と緊密な連携を図るものとする。

(村民の責務)

第 4 条 村民は、自らの生活安全の確保を図り、互いに協力して地域の安全活動の推進に努めるとともに、村が実施する生活安全施策に協力するものとする。

(青少年の健全育成)

第 5 条 村は、次の各号に掲げる対策を講じ、青少年の健全育成を図るものとする。

- (1) 青少年を取り巻く環境の整備に関すること。
- (2) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止に関すること。
- (3) 児童及び生徒の社会参加活動を促し、社会の一員であることの認識の高揚を図ること。

(要援助者への配慮)

第 6 条 村は、高齢者、身体障害者、児童その他非常時において特に援助を必要とする者(以下「要援助者」という。)に配慮した施策を講じ、要援助者の生活の安定を確保するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等への支援等)

第 7 条 村は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

2 村民は、犯罪被害者等の生活の平穏を害することのないよう配慮に努めるものとする。

(広報の実施及び情報の提供)

第 8 条 村は、村民に対し、生活安全に対する広報啓発活動を積極的に行うほか、必要な情報を適切に提供するものとする。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○月形町安全で安心なまちづくり条例

平成 17 年 12 月 19 日
条例第 28 号

改正 平成 20 年 12 月 15 日条例第 31 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりについて、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりを総合的に推進し、もって町民が安心して暮らすことができる安全な社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に住所を有する者及び町内に滞在する者をいう。

(2) 事業者 町内において事業を営む法人若しくは個人又はその他の団体及び町内に存する土地及び建物その他の工作物を所有し、又は管理するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 町、町民及び事業者は、自らの安全は自らが創造していくという意識を基本として、それぞれの役割分担による協働の下に一体となって推進されなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、安全で安心なまちづくりを推進するために、必要な施策を策定し、実施し、及びその成果を公表しなければならない。

2 町は、前項の規定により策定する施策に町民及び事業者の理解と協力を得るため、必要な措置を講じなければならない。

3 町は、犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）第 2 条第 2 項に規定する被害者等をいう。）が受けた被害を回復し、又は軽減し、及び再被害防止を図るため、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。

4 町は、安全で安心なまちづくりを推進するために、国、道その他関係機関と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(町民の責務)

第 5 条 町民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、日常生活における安全の確保に積極的に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 町民は、町が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その所有し、又は管理する土地、建物その他の工作物を適正に管理するとともに、その事業活動を行うに当たっては、自らの安全の確保に努めるとともに、安全で安心なまちづくりに協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、町が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(自主的な地域コミュニティづくり)

第 7 条 町民及び事業者は、強い連帯感の下に地域で一体となって安全で安心なまちづくりを推進するための活動を行う自主的な組織を形成するよう努めるものとする。

(啓発活動の推進)

第 8 条 町は、町民及び事業者が自主性をもって安全で安心なまちづくりを推進することができるように、必要な安全に関する啓発活動を行うものとする。

(人材の育成)

第 9 条 町及び事業者は、安全で安心なまちづくりを推進するための活動を支える人材を育成するよう努めなければならない。

(安全に関する主体的学習)

第 10 条 町民及び事業者は、安全で安心なまちづくりについて積極的に学習するよう努めるものとする。

(推進体制)

第 11 条 町は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、関係課等の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 町は、町民及び事業者と連携し、安全で安心なまちづくりに関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 15 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○新十津川町安全で安心なまちづくり条例

平成 21 年 3 月 25 日条例第 4 号

新十津川町安全で安心なまちづくり条例

(目的)

第 1 条 この条例は、防犯及び交通安全に関する安全で安心なまちづくりに関し、基本理念を定め、町の責務並びに町民、事業者、住民組織及び関係団体（以下「町民等」という。）の役割を明らかにするとともに、当該まちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、町民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯及び交通安全に関する安全で安心なまちづくり 町民等による犯罪及び交通事故の防止のための自主的な活動、町及び町民等による犯罪及び交通事故の防止に配慮した生活環境の整備その他犯罪及び交通事故の防止のために必要な取組をいう。

(2) 町民 町内に居住し、勤務し、又は就学する者をいう。

(3) 事業者 町内で事業活動を行う法人又は個人をいう。

(4) 住民組織 町内会、認可地縁団体等の一定の区域に居住する町民で形成された団体をいう。

(5) 関係団体 犯罪又は交通事故の防止に取り組む団体をいう。

(6) 関係行政機関 国、北海道その他地方公共団体をいう。

(7) 学校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条の専修学校及び同法第 134 条第 1 項の各種学校並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項の児童福祉施設をいう。

(8) 児童等 学校等に通園し、又は通学する幼児、児童、生徒等をいう。

(9) 犯罪被害者等 犯罪又は交通事故により被害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(基本理念)

第 3 条 防犯及び交通安全に関する安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）は、身の回りの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守るという意識及び人と人とが共に支え合うという意識を基本として推進されなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、町及び町民等の適切な役割分担による連携の下に一体となって推進されなければならない。

3 安全で安心なまちづくりは、犯罪及び交通事故の実態を考慮して効果的に推進されなければならない。

4 安全で安心なまちづくりは、児童等、犯罪被害者等、高齢者、障害のある者等に配慮して推進されなければならない。

5 安全で安心なまちづくりは、関連するあらゆる分野における取組との連携の下に推進されなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、安全で安心なまちづくりに関する必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 町は、安全で安心なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓蒙活動を行わなければならない。

3 町は、町民等が適切かつ効果的に安全で安心なまちづくりを推進することができるように必要な情報を提供するとともに、必要があると認めたときは、町民等に対して支援を行わなければならない。

4 町は、安全で安心なまちづくりに関する施策を実施するに当たっては、関係行政機関との連絡調整を厳密に行わなければならない。

(町民の役割)

第 5 条 町民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、日常生活における安全の確保に積極的に努めるとともに、自ら規範意識を高め、安全で安心なまちづくりを推進するように努めるものとする。

2 町民は、町が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するように努めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、地域社会の一員として自ら安全の確保に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するように努めるものとする。

2 事業者は、町が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するように努めるものとする。

(住民組織及び関係団体の役割)

第 7 条 住民組織は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、地域の安全を高める取組を地域の実情に応じて積極的に行うように努めるものとする。

2 関係団体は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの活動を通じて安全で安心なまちづくりを推進するように努めるものとする。

3 住民組織及び関係団体は、町が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 8 条 町は、安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するために必要な体制の整備に努める。

(生活環境の整備)

第 9 条 町は、町民等と連携して、犯罪及び交通事故の防止に配慮した生活環境の整備に努める。

(児童等の安全の確保及び安全教育の実施)

第 10 条 町は、学校等、家庭及び町民等と連携して、児童等が通園又は通学に利用している道路及び日常的に利用している公園等における児童等の安全の確保に努める。

2 町は、学校等、家庭及び町民等と連携して、児童等が犯罪及び交通事故に遭わないようにするための教育の充実に努める。

(児童等の非行の防止)

第 11 条 町は、学校等、家庭及び町民等と連携して、児童等の非行を防止するため、児童等が正しい規範意識を持つことができるようにするための教育及び環境の充実に努める。

(高齢者、障害のある者等の安全の確保)

第 12 条 町は、町民等と連携して、高齢者、障害のある者等が犯罪及び交通事故に遭わないようにするための必要な措置に努める。

(犯罪被害者等への支援等)

第 13 条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等に努める。

2 町民等は、犯罪被害者等の生活の平穏を害することのないようにするための配慮に努めるものとする。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○秩父別町生活安全条例

平成 20 年 3 月 17 日
条例第 9 号

改正 平成 21 年 3 月 11 日条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、交通安全並びに犯罪等の防止（以下「町民の安全」という。）に関し、基本となる事項を定めることにより、全ての町民の安全で快適な生活の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において町民とは、秩父別町に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地、建物、事業所等の所有者及び管理者をいう。

(基本理念)

第 3 条 町民の安全は、快適な生活を実現させるための基本であり、現在及び将来にわたって確保されなければならない。

(1) 交通の安全は、人命尊重を基本として町民一人ひとりが、法令を遵守することや交通道徳を高めることにより確保されなければならない。

(2) 犯罪の防止は、自己防衛を基本として町民一人ひとりが、法令を遵守することや犯罪の発生を未然に防ぐ環境づくりに努めなければならない。

(町長の責務)

第 4 条 町長は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

(1) 町民の安全確保に関する教育や広報、啓発活動の実施並びに必要な情報の提供

(2) 交通事故や犯罪を防止するための環境整備に関すること。

(3) 町民の自主的な安全活動に対する支援

(4) 町民の安全確保に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずること。

(5) 高齢者の生活安全対策に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項

2 町長は、前項に掲げる事項を推進するにあたって、関係機関及び関係団体と密接な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 5 条 町民は、日常生活を通じて自主的に自らの安全活動を実施するとともに地域や町及び関係機関が実施する各種安全対策に参加・協力するなど、安全の確保に寄与するよう努めなければならない。

(団体への助成)

第 6 条 町長は、条例の目的を達成するために活動する団体に対し、助成その他援助を行なうことができる。

(犯罪被害者等への支援等)

第 7 条 町長は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、関係機関及び関係団体と密接な連携を図り、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

2 町民は、犯罪被害者等の生活の平穏を害することのないよう配慮に努めなければならない。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 11 日条例第 10 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○雨竜町生活安全条例

平成 19 年 12 月 19 日

条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、町民の生活の安全に関し、町、町民、事業者及び土地建物所有者等が一体となって、地域における犯罪及び事故の根絶をめざし、自主的な安全活動を推進し、及び生活環境を整備することにより、安全で安心できる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 町内で事業活動を行うすべてのものをいう。
- (3) 土地建物所有者等 町内に所在する土地若しくは建物を所有し、又は管理する者をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる生活安全施策(以下「安全施策」という。)を実施しなければならない。

- (1) 防犯思想の普及に関すること。
- (2) 安全な地域づくりのための環境整備に関すること。
- (3) 町民の自主的な防犯活動についての助言、指導及び援助に関すること。
- (4) 町民どうしの助け合い、見守り活動等の支援に関すること。
- (5) 犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、安全確保のために必要と認める施策

2 町は、前項の安全施策を実施するに当たっては、町の区域を管轄する警察署その他関係機関及び団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自らの安全を確保するために必要な措置を講じ、地域の安全活動を推進するとともに、町が実施する安全施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業に関し安全確保のための必要な措置を講じ、地域における安全活動を推進するとともに、町が実施する安全施策に協力するよう努めなければならない。

(土地建物所有者等の責務)

第 6 条 土地建物所有者等は、その土地又は建物に係る安全確保のための必要な措置を講じ、地域における安全活動を推進するとともに、町が実施する安全施策に協力するよう努めなければならない。

(協力の要請)

第 7 条 町長は、町が安全施策を実施するために必要があると認めるときは、関係機関及び関係団体と連絡調整し、協力を要請することができる。

(支援)

第 8 条 町長は、第 1 条の目的を達成するために、自主的に活動する団体等に対し、必要な支援を行うことができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 22 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○北竜町安全で住みよい町づくりに関する条例

平成 9 年 9 月 18 日条例第 16 号

改正

平成 18 年 9 月 20 日条例第 34 号

平成 19 年 9 月 19 日条例第 18 号

安全で住みよい町づくりに関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、町民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図るとともに、生活環境の整備を行うことにより、安全で住みよい町づくりの実現を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、町民とは北竜町（以下「町内」という。）に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地、建物の所有者及び管理者をいう。

(町長の責務)

第 3 条 町長は、この条例の目的達成のため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 生活安全確保に関する広報、啓発活動に関すること。
- (2) 町民の自主的な町づくり活動に対する援助に関すること。
- (3) 犯罪、事故等の防止のための環境の整備に関すること。
- (4) 犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること。
- (5) 青少年の健全育成に関すること。
- (6) 高齢者の生活安定対策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、生活の安定確保のために必要な対策に関すること。

2 町長は、前項各号に掲げる事項を推進するに当たっては、町内の区域を管轄する警察署、その他必要と認める関係機関及び関係団体と密接な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自らの生活の安定確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、町が実施する安全で住みよい町づくりに協力しなければならないものとする。

(安全で住みよい町づくり推進協議会)

第 5 条 町に、安全で住みよい町づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

2 協議会は、犯罪、事故等の現状把握に努めるとともに、犯罪被害者等の支援を通じ、安全で住みよい町づくり対策に関する事項について協議し、町長に意見を述べるができるものとする。

(組織)

第 6 条 協議会の委員は 20 名以内で組織し、町長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第 7 条 協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 8 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 9 条 協議会は、会長が招集し会議の議長になるものとする。

・委員の構成員

- (教育) 校長会長・教育長
- (保護司) 保護司から 1 名
- (高齢者) 老人クラブ連合会会長
- (女性) 女性連絡協議会会長
- (青年) 青年団体連絡協議会会長
- (福祉) 社会福祉協議会会長
- (町内会) 町内会長連絡協議会会長
- (警察) 沼田警察署推薦者 1 名
- (防犯) 生活安全推進協会リーダー
- (消防) 消防団長
- (交通) 交通安全協会会長
- (商工) 商工会会長
- (補導) 青少年育成推進委員
- (駐在協力) 駐在所協力員

(庶務)

第 10 条 協議会の庶務は、北竜町住民課に置いて処理するものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 20 日条例第 34 号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 19 日条例第 18 号）

(施行期日)

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する

○沼田町安全で住みよい町づくりに関する条例

平成 9 年 9 月 29 日条例第 20 号

改正

平成 19 年 6 月 27 日条例第 20 号

平成 19 年 9 月 28 日条例第 24 号

沼田町安全で住みよい町づくりに関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、町民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図るとともに、生活環境の整備を行うことにより、安全で住みよい町づくりの実現を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、町民とは沼田町（以下「町内」という。）に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地、建物の所有者及び管理者をいう。

(町長の責務)

第 3 条 町長は、この条例の目的達成のため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 生活安全確保に関する広報、啓発活動に関すること。
- (2) 町民の自主的な町づくり活動に対する援助に関すること。
- (3) 犯罪、事故等の防止のための環境の整備に関すること。
- (4) 犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること。
- (5) 青少年の健全育成に関すること。
- (6) 高齢者の生活安全対策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、生活の安全確保のために必要な対策に関すること。

2 町長は、前項各号に掲げる事項を推進するに当たっては、町内の区域を管轄する警察署、その他必要と認める関係機関及び関係団体と密接な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、町が実施する安全で住みよい町づくりに協力しなければならないものとする。

(安全で住みよい町づくり推進協議会)

第 5 条 町に、安全で住みよい町づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

2 協議会は、犯罪、事故等の現状把握に努めるとともに、犯罪被害者等の支援を通じて安全で住みよい町づくり対策に関する事項について協議し、町長に意見を述べるができるものとする。

(組織)

第 6 条 協議会は、関係機関、団体の中から町長が委嘱する委員で組織する。

(会長及び副会長)

第 7 条 協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 8 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 9 条 協議会は、会長が招集し会議の議長になるものとする。

(庶務)

第 10 条 協議会の庶務は、沼田町住民生活課に置いて処理するものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 27 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 28 日条例第 24 号）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する

○幌加内町生活安全推進条例

平成 20 年 3 月 21 日条例第 13 号

幌加内町生活安全推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、交通安全並びに犯罪等の防止（以下「町民の安全」という。）に関して基本となる事項を定めることにより、全ての人の安全で快適な生活の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において町民とは、幌加内町に住所を有する者及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地、建物、事業所等の所有者及び管理者をいう。

(基本理念)

第 3 条 町民の安全は、快適な生活を実現させるための基本であり、現在及び将来にわたって確保されなければならない。
(1) 交通の安全は、人命尊重を基本に町民一人ひとりが、法令を遵守することや、交通道徳を高めることにより確保されなければならない。

(2) 犯罪の防止は、自己防衛を基本に町民一人ひとりが、法令を遵守することや犯罪の発生を未然に防ぐ環境づくりに努めなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

(1) 町民の安全確保に関する教育や広報、啓発活動の実施並びに必要な情報の提供

(2) 交通や犯罪を防止するための環境整備に関すること。

(3) 犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること。

(4) 町民の自主的な安全活動に対する支援

(5) 町民の安全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずること。

(6) 高齢者の生活安全対策に関すること。

(7) 町民どうしの助け合い、見守り活動等の支援に関すること。

(8) その他町長が必要と認めた事項

2 町は、前項に掲げる事項を推進するにあたって、関係機関及び関係団体と密接な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 5 条 町民は、日常生活を通じて自主的に自らの安全活動を実施するとともに、地域や町及び関係機関等が実施する各種安全対策に参加・協力することなど、安全の確保に寄与するよう努めなければならない。

2 町民は、犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）第 2 条第 2 項に規定する被害者等をいう。）の生活の平穏を害することのないよう配慮に努めるものとする。

(犯罪被害者等への支援等)

第 6 条 町は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(団体への助成)

第 7 条 町長は、条例の目的を達成するために活動する団体に対し、助成その他援助を行うことができる。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(幌加内町交通安全条例の廃止)

2 幌加内町交通安全条例（平成 12 年条例第 27 号）は、廃止する。

附 則（平成 21 年 3 月 19 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○比布町安全で住みよい町づくり条例

(平成 9 年 10 月 1 日条例第 24 号)

改正 平成 21 年 3 月 23 日条例第 13 号比布町安全で住みよい町づくり条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪・事故等を防止するための町民の自主的な安全活動の推進及び犯罪被害者等のための施策の推進を図るとともに、と生活環境の整備を行うことにより、安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 比布町に住所を有する者及び滞在する者並びに比布町内に所在する土地・建物・商店・営業所等の所有者及び管理者をいう。

(2) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)第 2 条第 2 項に規定する被害者等をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、町民の安全意識を高揚させるための啓発活動、犯罪被害者等の支援及び生活の安全を確保するための環境整備等、総合的な生活安全対策の実施に努めなければならない。

2 町は、前項の対策の実施に当たっては、町の区域を管轄する警察署その他必要と認める関係機関・団体と緊密な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、町が実施する生活安全対策に協力するよう努めなければならない。

2 町民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行なう犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(安全活動の推進)

第 5 条 町長は、この条例を効果的に推進するため、比布町生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
2 協議会は、犯罪、事故等の現状把握に努めるとともに、生活安全対策に関する事項について協議し、町長に意見を述べることができる。

(委任)

第 6 条 この条例の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 23 日条例第 13 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○愛別町安全で安心なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、町民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪及び事故（以下「犯罪等」という。）の防止に関し基本理念を定め、町の責務並びに町民、事業者の役割を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力の下に安全で安心なまちづくりを推進し、もって安全で安心に暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 町内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、自らの安全は自らが守るという意識の下に行われる町民及び事業者（以下「町民等」という。）の自主的な活動を基本とし、町及び町民等の果たす役割について、相互理解の下に、それぞれが密接な連携を図りながら協働することにより推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、第1条の目的を達成するため、町民等と相互に連携を図り、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 安全で安心なまちづくりを推進するために必要な安全に関する知識の普及、情報の提供その他の広報啓発活動
- (2) 安全で安心なまちづくりのための町民等の自主的な活動の促進
- (3) 犯罪等の防止に配慮した生活安全環境の整備
- (4) 青少年の健全育成を阻害する恐れのある有害環境の排除
- (5) その他この条例の目的を達成するために必要な事項

2 町は、前項に規定する施策を推進するに当たっては、関係行政機関と常に緊密な連携を図るとともに、必要があると認めるときは、助言その他の支援を求めるよう努めなければならない。

(町民の役割)

第5条 町民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、日常生活における自らの安全確保に努めるとともに、安全で安心なまちづくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 町民は、町がこの条例に基づき実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力しなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、地域社会の一員として、自ら安全の確保に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、町が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(活動推進団体等への支援)

第7条 町長は、安全で安心なまちづくりを推進するため必要があると認めるときは、この活動を推進する団体等に対して必要な支援を行うことができる。

(犯罪被害者等への支援等)

第8条 町は、犯罪被害者等の日常生活を円滑に営むことができるようにするため、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携し、犯罪被害者等から相談に応じるとともに、情報の提供その他の支援を行うよう務めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○東川町犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくりに関する基本理念を定め、並びに町の責務並びに町民、事業者、住民組織及び関係団体（以下「町民等」という。）の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって町民及び観光客等が安全に安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり 町民等による犯罪及び交通事故の防止のための自主的な活動、町及び町民等による犯罪及び交通事故の防止に配慮した生活環境の整備その他犯罪及び交通事故防止のために必要な取組をいう。

(2) 町民 町内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(3) 事業者 町内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(4) 住民組織 行政区、自治振興会その他住みよい地域づくりのために町内の一定の区域に居住する者で形成された団体をいう。

(5) 関係団体 町内において犯罪及び交通事故の防止に取り組む団体をいう。

(6) 観光客等 観光その他の目的で本町を訪れる者をいう。

(7) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）、同法第124条に規定する専修学校の専門課程並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。

(8) 児童等 学校等に通学し、又は通園する児童、生徒、幼児等をいう。

(9) 犯罪被害者等 犯罪及び交通事故により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）は、身の回りの安全は自らで守り、地域の安全は地域で守るという意識及び人へのやさしさと人とのつながりを大切にし、共に支え合うという意識を基本として推進されなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、町及び町民等の適切な役割分担による協働の下に一体となって推進されなければならない。

3 安全で安心なまちづくりは、犯罪及び交通事故の実態を考慮して効果的に推進されなければならない。

4 安全で安心なまちづくりは、児童等、犯罪被害者等、高齢者、障害者等に配慮して推進されなければならない。

5 安全で安心なまちづくりは、観光客等の安全の確保に配慮して推進されなければならない。

6 安全で安心なまちづくりは、関連するあらゆる分野における取組との連携の下に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、安全で安心なまちづくりに関する必要な施策を策定し、実施するものとする。

2 町は、安全で安心なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

3 町は、町民等が適切かつ効果的に安全で安心なまちづくりを推進できるよう、必要な情報を提供するとともに、必要と認めたときは、町民等に対して支援を行うものとする。

4 町は、安全で安心なまちづくりに関する施策を実施するに当たっては、関係行政機関との連絡調整を緊密に行うものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、日常生活における安全の確保に積極的に努めるとともに、自ら規範意識を高め、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 町民は、町が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、地域社会の一員として、自ら安全の確保に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、町が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(住民組織及び関係団体の役割)

第7条 住民組織は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、地域の安全を高める取組を地域の実情に応じて積極的に行うよう努めるものとする。

2 関係団体は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの活動を通じて、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

3 住民組織及び関係団体は、町が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制)

第8条 町は、安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(生活環境の整備)

第9条 町は、町民等と協働して、犯罪及び交通事故の防止に配慮した生活環境の整備に努めるものとする。

(児童等の安全の確保及び安全教育の充実)

第10条 町は、学校等、家庭及び町民等と協働して、児童等が通学、通園等に利用している道路及び日常的に利用している公園等における児童等の安全の確保に努めるものとする。

2 町は、学校等、家庭及び町民等と協働して、児童等が犯罪及び交通事故に遭わないようにするための教育の充実に努めるものとする。

(児童等の非行の防止)

第11条 町は、学校等、家庭及び町民等と協働して、児童等の非行を防止するために、児童等が正しい規範意識を持つことができるようにするための教育及び環境の充実に努めるものとする。

(高齢者、障害者等の安全の確保)

第12条 町は、町民等と協働して、高齢者、障害者等が犯罪及び交通事故に遭わないようにするための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(観光客等の安全の確保)

第13条 町は、観光関連団体及び観光関連事業者と協働して、観光客等が安全に安心して滞在することができるようにするため、情報の提供等に努めるものとする。

2 町民は、観光客等が安全に安心して滞在することができるよう配慮に努めるものとする。

(犯罪被害者等への支援等)

第14条 町は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

2 町民は、犯罪被害者等の生活の平穏を害することのないよう配慮に努めるものとする。

(交通安全推進委員会の設置)

第15条 町長は、交通事故のない安全で安心なまちづくりを推進するため、東川町交通安全推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 交通安全計画の樹立及び総合的な施策の企画等に関して審議し、その実施を推進する。

(2) 交通安全指導員の推薦

(3) その他交通安全の確保に関し必要と認める事項

3 委員会の委員は、町長が委嘱する。

4 委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。

（交通安全指導員の委嘱）

第16条 町長は、町民の交通安全を確保するため、委員会の推薦に基づき、東川町交通安全指導員（以下「指導員」という。）を委嘱する。

2 指導員の任務は、町長の協力要請に基づくもののほか、交通安全対策や指導の研鑽に努めるとともに、おおむね次の事項に従事する。

(1) 歩行者及び自転車等の交通指導や登下校時の児童等への誘導、指導に関すること。

(2) 交通安全日又は交通安全運動期間中の街頭指導に関すること。

(3) 交通安全教室での指導に関すること。

(4) 交通安全施設又は環境について意見を述べること。

(5) 非常災害時の街頭指導に関すること。

(6) その他歩行者等の交通安全に関し、必要と認める事項に関すること。

（施行規定）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（東川町交通安全条例の廃止）

2 東川町交通安全条例（平成12年東川町条例第3号）は廃止する。